



障害のあるアメリカ人法（ADA）における障害の定義 ： Sutton v. United Air Lines, Inc. の再検討及び ADA改正法

尾下，悠希

(Citation)

六甲台論集. 法学政治学篇, 67(1・2):1-70

(Issue Date)

2021-03-20

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLDOI)

<https://doi.org/10.24546/81012621>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012621>



障害のあるアメリカ人法（ADA）における障害の定義 —Sutton v. United Air Lines, Inc. の再検討 及びADA改正法

尾 下 悠 希

- 1 はじめに
- 2 マイノリティグループモデルとユニバーサルモデル
- 3 ADAにおける障害の定義規定の意義
- 4 障害の定義規定に関する連邦最高裁判決—Sutton判決を中心に
- 5 Sutton判決の法解釈方法論
- 6 「個人に対する審査」と Ginsburg 補足意見—マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルとの関係
- 7 Abbott判決と「個人に対する審査」
- 8 ADA改正法
- 9 まとめ

1 はじめに

1.1 障害者差別禁止法の登場と「入り口」(threshold)としての「障害者」の定義

近時、障害者に関する法制度として障害者差別禁止法⁽¹⁾が注目されている。従来、障害者については、障害者福祉及び障害年金のような社会保障法によるアプローチが主流であった。それに対する新しい法的なアプローチとして、障害者差別禁止法の制定が各国で進んで

* 本稿は、2020年1月に神戸大学大学院法学研究科に提出した修士論文に大幅な加筆修正を加えたものである。

(1) 「障害差別禁止法」とされる場合と「障害者差別禁止法」とされる場合があるが、本文で述べるように、本稿の対象である日米の法制度において、「障害者」ないし “individual with a disability” 該当性が「入り口」となる構造を備えていることに着目して、本稿は後者を選択する。

いる。1990年にアメリカにおいて、障害者の様々な生活の場面における差別を初めて包括的に禁止する法律である「障害のあるアメリカ人法」(Americans with Disabilities Act)(以下、「ADA」)が制定された。ADAに続いて、欧州各国で障害者差別禁止法が制定された後、2006年に国連で「障害者の権利に関する条約」(「障害者権利条約」)が採択された。日本においては、障害者権利条約を批准するために障害者差別禁止に係る法整備が進められ、2011年に「障害者基本法」の改正、2013年に「障害者の雇用の促進等に関する法律」(「障害者雇用促進法」)の改正、及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(「障害者差別解消法」)の制定がなされている⁽²⁾。すなわち、現状、障害者に対する法的アプローチとしては社会保障アプローチと差別禁止アプローチとが並立していることになる⁽³⁾。

障害者差別禁止法とは、障害を理由とする「差別」を禁止し、「差別」を認定した場合には何らかの救済を与えるものである。しかし、その前提として、救済を求める者が、障害者差別禁止法に規定される「障害者」であることが求められる。仮に自身を障害者であると思っている者であっても、「障害者」でなければ障害者差別禁止法による保護を受けることができない。すなわち、当該人物の「障害者」該当性は、障害者差別禁止法に係る訴えの「入り口」(threshold)の問題となり、この「入り口」を通過して初めて、相手方(例えば、使用者)の行動が「差別」にあたるかどうか判断がなされる。障害者差別禁止法は、このような二段階構造を備えている。

本稿は、障害者差別禁止法における上のような「入り口」(＝差別禁止法を利用する資格)はどのような法的意義を持っているか、障害法の基本的な視座として支持を集めている「障害の社会モデル」－この概念自体多義的ではあるが－の観点からはどのような「入り口」であれば正当化されるかという問いを考察するものである。

1.2 Sutton判決

具体的には本稿は、障害者差別禁止法の先駆けとなったアメリカのADAにおける主要判例であるSutton v. United Air Lines, Inc.⁽⁴⁾(以下、「Sutton判決」)を通じて、差別禁止アプロ

(2) 長谷川珠子『障害者雇用と合理的配慮——日米の比較法研究』(日本評論社、2018年)8頁、9頁。

(3) 厳密には、各国によって両法制度の整備状況は異なる。例えば、障害者の雇用の場面における雇用義務制度(アファーマティブ・アクション)に着目すると、これが社会保障アプローチと差別禁止アプローチのいずれに相当するのかはそれ自体に議論の余地はあるが、日本やフランス、ドイツのような国では、雇用義務制度と差別禁止法が両立している。他方、アメリカ、イギリスにおいては、差別禁止法のみが存在している。特にイギリスでは、差別禁止法の制定に伴ってそれまで設けられていた雇用義務制度が廃止された。

(4) 527 U.S. 471 (1999)。

チにおける「障害」または「障害者」の定義やその解釈・適用のあり方を検討する。

Sutton 判決で問題となったのは、近視のため裸眼視力が0.1だが矯正視力が1.0ある原告が「障害」を持っていると言えるのかどうかという点であった。そこでは、1) 当事者の障害の有無を、当該個人の生活実態に即して個別的に判断するのか、当該個人が属する集団の属性に基づいて判断するのか、2) 前者について、具体的な判断手法はどのようなものか、ということが論点となった。

特に2)について、Sutton 判決では当該人物の障害の生活への負担を軽減する手段（視覚障害に対してのめがねや、高血圧症に対しての医薬品など）を考慮して当該人物の障害の可否を判断するか、という点が問題とされた。結論を先取りすると、法廷意見では軽減手段を考慮して判断すべきとする。この点につき、先行研究は、障害の定義規定の解釈として障害該当性を不当に狭めるものとして批判してきた⁽⁵⁾。消極的な司法判断を指して、“judicial backlash”と言う文献もある⁽⁶⁾。しかしながら、先行研究はこの結論自体への批判に終始し、その判断過程を正当に評価しないままになっているのではないかと考えられる。本稿では Sutton 判決の法廷意見、補足意見、反対意見を再検討することを通じて、障害該当性の判断手法を見出し、日本法の障害者該当性の解釈論の一助としたい。

1.3 本稿の構成

本稿は以下、ADA の検討に先立って、「障害の社会モデル」を前提とした上での障害概念に関する基本的な考え方である「マイノリティグループモデル」と「ユニバーサルモデル」との対立を分析する (2)。ついで、ADA 全体の構造を確認したうえで、ADA における障害の定義規定の意義について、条文と行政解釈をもとに、Sutton 判決等の主要な判例において争われていない点を中心に確認する (3)。次に Sutton 判決の概要を説明し (4)、O’Conner 判事の法廷意見と Stevens 判事の反対意見のそれぞれの前提とされている法解釈方法論—textualism と intentionalism の対立及び行政解釈への敬讓の要否—を分析する (5)。そのうえで、先述の障害該当性について、Sutton 判決に特徴的な判断手法としての「個人に対する審査」(individual inquiry) をめぐる議論を、Ginsburg 補足意見とも対比して検討する (6)。続いて、この「個人に対する審査」の意味を検討するために、Sutton 判決において言及されている Abbott 判決についても簡単に言及する (7)。ADA は、Sutton 判決等の最高裁判決を

(5) 植木淳『障害のある人の権利と法』（日本評論社、2011年）73頁、長谷川珠子「障害を持つアメリカ人法における「合理的便宜（reasonable accommodation）」－障害をもつ者の雇用と平等概念－」法学67巻1号78頁等。

(6) Linda Hamilton Krieger (ed.), *Backlash Against the ADA: Reinterpreting Disability Rights*, Univ. of Michigan Pr, 2003.

経て、2008年に重要な改正がなされている⁽⁷⁾が、改正法の意義も検討する(8)。最後に簡単なまとめを試みる(9)。

2 マイノリティグループモデルとユニバーサルモデル

Bagenstosによると、ADAの成立にも寄与した障害者権利運動⁽⁸⁾の背景には様々な思想があるが、少なくとも「障害の社会モデル⁽⁹⁾」(以下、単に「社会モデル」)の考え方は共通している。社会モデルとは「医学モデル」に対置されるものであり、「医学的／病理学的パラダイム」への反発として登場した。従来主流だった後者のアプローチは、障害を治療(fix)されるべき個人的特徴とみなし、それが社会的文脈によって意味が与えられたものであることを無視しているというのが、障害者権利運動の考え方であった。障害を医学的状态ないし機能的欠陥とするとそれを個人的悲劇とみることになり⁽¹⁰⁾、「障害(disability)のある(=できなくさせられている)(disabled)人」を社会参加から排除している社会的実践を見えなくさせてしまうというのである。これに対して障害の社会モデルは、障害を、「障害のある人に内在する特質」ではなく、「機能障害」(impairment)と呼ばれる心身の特徴⁽¹¹⁾と、そ

(7) 本稿では改正前のものをADA、2008年の改正(ADA Amendments Act of 2008)が反映されたものをADA改正法と表記する。

(8) 障害者権利運動については、杉野昭博『障害学—理論形成と射程』(東京大学出版会、2007年)5章(159頁〜)が詳しい。杉野によると、障害者権利運動は黒人問題から始まった公民権運動の一環であり、また、ADAではなく先述のリハビリテーション法504条がアメリカの障害者施策の転換点となった。同162頁。

(9) 本稿では、主にアメリカでの障害者差別禁止法に関する議論のみを参照するが、川島によると、「障害の社会モデル」には「英国社会モデル」と「米国社会モデル」の2種類があるという。川島聡「差別禁止法における障害の定義—なぜ社会モデルに基づくべきか」松井彰彦ほか編『障害を問い直す』(東洋経済新報社、2011)290頁、294頁、305頁。後者は、本文で見えるように、障害を「相互作用」という表現を用いて定義する点に特徴がある。川島同306頁。

(10) このような考え方はイギリスの障害者運動の理論的基礎を築いたMichael Oliverに影響を受けたものである。Samuel R. Bagenstos, *Law and the Contradictions of the Disability Rights Movement* (Yale University Press, 2009) p.19は、Michael Oliver, *Understanding Disability. From Theory to Practice* (Palgrave, 2nd ed., 2009) (同書初版(1996年)を引用している。Oliverの著書の邦訳として、マイケル・オリバー(三島亜紀子／山岸倫子／山森亮／横須賀俊司訳)『障害の政治』(明石書店、2006年)がある。

(11) 機能障害(impairment)とは、「手足の欠損や視力の喪失を含め、普通とみなされていない心身の特徴」のことをいう(菊池聲実／中川純／川島聡編『障害法』(成文堂、2015年)7頁)。WHOの国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health, ICF)によれば「身体構造や生理機能(精神機能を含む)における喪失や異常」とされる(世界保健機関『ICF国際生

うした特徴を持つ人々を物理的・社会的な構造(物)にアクセスできなくさせている様々な—必然的なものではない(contingent)—決定との相互作用によって生じた状態」であるとする⁽¹²⁾。

Bagenstos は、社会モデルの考え方に基づくと、障害に基づく不利益に対する適切な改善策は、「現に存在するまたは過去に存在した機能障害、または存在するものと認識された機能障害」のある人々を、公私の生活への参加の機会から排除している態度や行為を排除するための市民権立法であると言う⁽¹³⁾。社会モデルによれば、すべての人々の能力はスペクトラム状になっており、「ふつう」(normal)と呼ばれるものと「障害」と呼ばれるものとの間にアプリオリな線引きは存在しない⁽¹⁴⁾。その線引きを行っているのは社会である。そのため、社会モデルを前提とした上で、法の保護対象をどのように設定するかについて二つの立場の対立があり、それぞれマイノリティグループモデルとユニバーサルモデルと言う⁽¹⁵⁾。以下、

活機能分類—国際障害分類改訂版』(中央法規、2002年)205頁。なお、「ここである異常とは、確立された統計学的な正常範囲からの有意差を指すもの(すなわち測定された標準正常範囲内での集団の平均からの偏差)という意味に限定して使われており、この意味でのみ使われるべきである」とされている。同上)。本文で述べる ADA の要件 A (現在の障害) は「機能障害」と「障害」(disability) を区別し、ある個人が心身の機能障害に加えて、「ひとつ以上の主要な生活活動」の「実質的制約」を受けていることで、その個人は「障害」があることになっている。以下、本稿でいう「障害」は全て、「機能障害」と区別されたこのような disability の意味で用いる(ただし、ADA における実定法上の概念を指す場合と、理論的な概念を指す場合がある程度混在せざるを得ない)。なお、この定義は日本の障害者基本法の「障害」の定義とは全く異なる。同法2条にいう「障害」は、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害」と定義され、「機能障害」のみを意味する。そのような「障害」(=機能障害)がある者であって、「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」が「障害者」とされる。同法による「障害者」の定義は、社会モデルの観点に規範的意義を付与した上で(参照、河野正輝「障害とは何か」法セ745号28頁(2017年))、ADA の「disabilityのある人」の定義に比較的近い構造を有していることになる。

(12) Bagenstos, *supra* note 10, at 18-19.

(13) *Id.* at 18. ここでいう市民権立法とは、先述のリハビリテーション法 504 条や ADA のことであると考えられる。

(14) *Id.* at 20. 杉野は、「障害」・「病気」・「健康」は、連続性をもつ概念であり、またその区別は近時ますますあいまいになっていると論じている。典型例として「広汎性発達障害」を挙げており、中でも「自閉症スペクトラム(連続体)」という言葉が、自閉症傾向がごく軽い人から重い人まで、全人口に広く分布しているという状態をイメージした表現であると言う。杉野昭博「第12章「障害」観の転換と福祉」平岡公一ほか『社会福祉学』(有斐閣、2011年)238頁、240-241頁。

(15) マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルを紹介した日本語の文献として、川島聡「障害差別禁止法の障害観—マイノリティモデルからユニバーサルモデルへ」障害学研究4号(2008)82

主に Bagenstos と Barry に従って、二つの立場をまとめる⁽¹⁶⁾。

マイノリティグループモデルは、社会がどのように障害を解釈しているかを見据えた上でそれに対抗する政策的対応を議論するものである。社会によって「できなくさせられた」(disabled) 人々を、その人たちの持つ機能障害によって社会の中で体系化された不利益を受ける、限定的で識別可能な集団として捉えることになる⁽¹⁷⁾。「偏見・ステレオタイプ・無視」(prejudice, stereotype, and neglect) を通じて、社会は、障害のある人々のマイノリティ集団を作り出してきたのであり、それに対する適切な政策的対応は、人種差別の文脈におけるアファーマティブアクションのアナロジーとして、その集団に対して支援や配慮を指示することであるとされる⁽¹⁸⁾。

社会モデルを前提とした上で、障害というラベリングを恣意的で無益なものであると言うのがユニバーサルモデルである。このモデルの政策的処方箋は、全人口が慢性病や障害を随伴する「リスクをもって」いるという認識に立つ普遍的な政策⁽¹⁹⁾を追及するものである。すべての人は何らかの機能障害をもつ⁽²⁰⁾、すべての人は、社会による当該機能障害の取扱いによって、「できなくさせられる」リスクを負っている。したがって、障害の権利に関する法は、人種や宗教、ジェンダー、エスニシティに基づいて差別を経験した人をすべて保護する 1964 年公民権法第 7 編⁽²¹⁾と同様に、機能障害に基づいて差別を経験したすべて

頁、杉野・前掲注 (8) 3 章、5 章。また、川島聡「障害者権利条約と「既存の人権」」発達障害研究 32 巻 5 号 (2010 年) 394 頁、396 頁や、杉野同 208 頁-210 頁は、マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルの対立の解消や止揚を試みている。

- (16) Bagenstos, *supra* note 10. Kevin Barry, Toward Universalism: What the ADA Amendments Act of 2008 Can and Can't Do for Disability Rights, 21 Berkeley Journal of Employment and Labor Law 203 (2000). Bagenstos はマイノリティグループ「モデル」、Barry はマイノリティグループ「アプローチ」という語を用いるが、以下では特に区別しない。

- (17) Barry, *supra* note 16, at 213.

- (18) Bagenstos, *supra* note 10, at 20-21. Bagenstos は代表的な論者として Harlan Hahn, Civil Rights for Disabled Americans: The Foundations of a Political Agenda, in: Alan Gartner/Tom Joe (eds.), *Images of the Disabled, Disabling Images* (Praeger Pub Text, 1986), p.181 を挙げる。

- (19) Irving Zola の議論が引用されている。Zola, Toward the necessary universalizing of disability policy, 83 The Milbank Quarterly 1 (2005). (初出 (1989 年) からの引用)。

- (20) すぐ後で述べられるように、Barry においても「機能障害」は一定の限定を伴っているのだから、文字通り「すべての人」が機能障害を「持っている」というのは言い過ぎのようにも思われる。Barry のこの表現は、ユニバーサルモデルの提唱者 Zola が言うような、高齢化に伴うものも含む機能障害の「リスク」(Zola, *supra* note 19, at 1, 4) という意味に理解できるだろう。

- (21) 公民権法第 7 編については後掲注 (29) に対応する本文及び Barry, *supra* note 16, at 219. Samuel R. Bagenstos, Subordination, Stigma, and Disability. 86 Virginia Law Review 397,403 (2000) 参照。「(公民

の人を保護すべきであると言う⁽²²⁾。ユニバーサルモデルは、障害があると社会的に認識された人々を警告 (canaries in the coal mine) とみなす。そうした人々が物理的・社会的な構造 (物) と共存できないということは、人々の個別的なニーズにしばしば対応し損ねる世界に相対する上で、全ての人が直面しうるさまざまな問題に注意を向けさせると言うのである。その問題に対する適切な対応は、障害に特有のものではなく、利用者の多様性を最大限包括する建築環境のユニバーサルデザインや、すべての人は異なっているのだという認識に立つ、柔軟性のある一般的なルールといったものである⁽²³⁾。

さらに、Barry は、ユニバーサルアプローチにおける法の保護対象者の線引きについて言及している。すなわち、社会モデルは、障害を機能障害 (つまり、生理学的な疾患) と社会との相互作用として捉えるのであるから、ユニバーサルアプローチは、単なる特徴 (characteristics) に基づいて敵対的に扱われた人々を保護することはない。この単なる特徴の例として、身長や目の色、運動神経が優れていないことを挙げている⁽²⁴⁾。

権法) 第7編の原告は、人種・性別に基づいて不利益な措置を被ったことを立証する必要があるかも知れないが、原告本人が何らかの人種・性別を有していること (この立証は要求されたとしてもきわめて容易であろう) や、特定の (強調原文) 人種・性別を有していることを立証する必要はない。第7編は、人種や性別に基づく差別から全ての人を保護している、その人の人種や性別にかかわらず。」(その意味で、ADA における障害は公民権法第7編にはない「門番」的機能を営んでいることになる。Id. at 404)。Bagenstos の同論文における「従属的集団としての障害者」という障害者像を詳細に分析した先行研究として、河野正輝『障害法の基礎理論—新たな法理念への転換と構想』(法律文化社、2020年) 第5章 (98頁～)。

- (22) Barry, *supra* note 16, at 217-218. Burgdorf は、サービスや便益を供与する給付法 (benefit laws) と差別禁止法の構造の違いを強調する。「給付法は、ある集団に何かを供与し他の集団には供与しないことを目的とするのだから、明確に区切られた基準によって誰がサービスや利益を受けられるか—適格性を有する集団 (eligibility class) —を決める必要がある。他方、差別禁止法は、「誰であれ、差別を被った者」というはるかに緩い限定しかない集団に対して救済を提供することを目的とする」Robert L. Burgdorf Jr., Substantially Limited Protection from Disability Discrimination: The Special Treatment Model and Misconstructions of the Definition of Disability, 42 Villanova Law Review 409, 528 (1997). 参照、Bagenstos, *supra* note 21, at 475.

- (23) Bagenstos, *supra* note 10, at 211.

- (24) Barry, *supra* note 16, at 218. ただし、「運動神経が優れていないこと」については、「機能障害が基底にある場合を除く」とされる。後述するように (4.4.2)、Sutton 判決の Stevens 反対意見でも同様の点について言及しており、「青い目、変形した指の爪、6フィート (約180センチ) 以上の身長」は機能障害ではないとしている。また、ADA の行政解釈では、「機能障害ではない、心身及び環境、文化、経済的な特徴とを区別することが重要である」とした上で、「通常 (normal) の範囲に留まり、かつ生理学的な疾患の結果ではない身体的な特徴 (例えば、目の色・髪の色・左利きであること、あるいは身長・体重、筋緊張)」を機能障害ではないものとしている (3.3.2.1 (1))。

以上を本稿の関心事に即してまとめると、マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルの対立とは、障害者差別禁止法が保護対象者である障害者をどのように認識しているか、すなわち、保護すべき「障害者」の外延をどのように定めるのかという対立であるということができる。この「障害者」の外延が、1.1 で述べた障害者差別禁止法の二段階構造における訴えの「入り口」の問題となり、この「入り口」を通過して初めて、使用者等の行動が「差別」にあたるかどうか判断がなされることになる。

マイノリティグループモデルは、機能障害に対する社会の「偏見・ステレオタイプ・無視」によって不利益を受けている集団を識別した上で保護すべきであると考ええる。他方、ユニバーサルモデルは、機能障害と社会の相互作用による不利益（＝障害）を受けるリスクはすべての人が負っているものなので、ある人について障害があるか否かの線引きを行うことはできないが、その人が受けた不利益が機能障害を要因としていたかどうかによって線引きを行う。マイノリティグループモデルによれば、ある個人が障害者という限定的で識別可能な集団に所属していることによって、ユニバーサルモデルによれば、ある個人が機能障害に基づく差別を受けたということによって、障害者差別禁止法の差別禁止規定の適用を受けることになる。なお、注意が必要であるのは、いずれも機能障害がある人しか問題としていない点である。Barry が挙げる「身長や目の色、運動神経が優れていないこと」の例のように、機能障害を持たない人については、法の保護対象者として想定していない。この機能障害であるものとそうでないものの線引きについて、本稿では取扱うことはできないが、なお検討の必要がある。

3 ADAにおける障害の定義規定の意義

3.1 ADAの概要

ADA⁽²⁵⁾ は、雇用（第1編）、公的機関による公共サービス（第2編）、私人が営む公共施設・サービス（第3編）について、障害に基づく差別を禁止する連邦法である。同法は総則において、「障害のある人々が日々直面している差別の主要な部分に対処するため、合衆国憲法修正14条及び州際通商条項を含む、広範な議会の権限を行使する⁽²⁶⁾」ことが目的だとしている。

(25) Pub. L. No. 101-336, 104 Stat. 327 (1990). 本節で参照する ADA の条文は、1990 年制定当時のものである。本稿の主たる検討対象である Sutton 判決当時には制定時から多少の改正がなされていたが、本稿の内容に関連するところで大きな変更はない。

(26) 42 U.S.C. § 12101 (b) (4). ADA 改正法においても同じ。改正法については内閣府が邦訳を示している。内閣府「平成 23 年度 障害者差別禁止制度に関する国際調査」<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h23kokusai/02-usa1.html> (2020 年 11 月 27 日閲覧)。

同法制定の背景には、「人種、肌の色、性別、出身国、宗教または年齢に基づく差別を経験した個人とは異なり、障害に基づく差別を経験した個人は、かかる差別を是正するための請求権を持たないことが多かった」との事実認定⁽²⁷⁾がある⁽²⁸⁾。雇用分野に注目すると、「人種、肌の色、宗教、性、または出身国」を理由とした差別行為を禁止した連邦法として、1964年公民権法第7編（The VII of the Civil Rights Act of 1964）が既に存在していた⁽²⁹⁾。また、年齢に関しては、1967年に「雇用における年齢差別禁止法」（Age Discrimination Employment Act、「ADEA」）が制定されていた。ADA 第1編は、雇用に関する差別禁止事由を障害にも拡大したことになる⁽³⁰⁾。

ADA 制定以前にも、障害のある人に対する差別禁止規定をもつ連邦法として、1973年リハビリテーション法⁽³¹⁾（Rehabilitation Act of 1973、以下、「リハビリテーション法」）504条が制定されていた。同条は、「アメリカ合衆国における資格を有するハンディキャップのある個人（qualified handicapped individual）は、ハンディキャップのみを理由として、連邦政府の財政援助を受給する全てのプログラム・活動または連邦政府の執行機関若しくは合衆国郵便局によるプログラム・活動に関して、その利益の享受を否定され、差別されてはならない⁽³²⁾」と定めている。しかし、上記のように規制対象が連邦から財政援助を受けているプログラム等に限られている。そのため、例えば雇用分野において、障害差別が一般的に禁止さ

(27) 42 U.S.C. § 12101 (a) (4). ADA改正法においても同じ。事実認定 (findings) について、後掲注 (36) 参照。

(28) ADA やリハビリテーション法 504 条の背景には、人種的マイノリティによる権利運動である公民権運動に触発される形で行われた、障害当事者による権利運動があるとされている。杉野・前掲注 (8) 162 頁、植木・前掲注 (5) 33 頁。

(29) 中窪裕也『アメリカ労働法 [第2版]』（弘文堂、2010年）195 頁。

(30) 長谷川珠子「第2章 アメリカは何をしてきたか」森戸英幸=水町勇一郎編著『差別禁止法の新展開—ダイバーシティの実現を目指して』（日本評論社、2008年）62 頁 -63 頁。長谷川は、公民権法第7編に関して、公民権法第7編では差別禁止事由として採用されなかった年齢 (age) や障害 (disability) に関する法は、公民権法第7編の枠組みを利用しつつも、各事由の特殊性からそれぞれ独自の条項を有しているものと位置付けている。年齢に関する法としてADEA、障害に関してADAを挙げている。

(31) Pub. L. No.93-112, 87 Stat. 355 (1973)。

(32) 同条の翻訳は植木・前掲注 (5) 34 頁を参照した（筆者の判断により修正した部分がある）。なお、「連邦政府の執行機関又は合衆国郵便局によるプログラム・活動」という部分は、同法 1978 年改正で追加されたものである。リハビリテーション法 504 条の制定過程とその後の経緯について参照、小石原尉郎『障害差別禁止の法理論』（信山社、1994年）1-23 頁、リチャード・K・スコッチ（竹前栄治監訳）『アメリカ初の障害者差別禁止法はこうして生まれた』（明石書店、2000年）61-111 頁、中川純「障害者に対する雇用上の「便宜的措置義務」とその制約法理-アメリカ・カナダの比較研究 (3) (4)」北海学園大学法学研究 41 巻 4 号 771-825 頁、43 巻 1 号 79-142 頁（2006-2007年）。

れていたわけではなかったため、その効果は限定的なものにとどまっていたとされる⁽³³⁾。

これに対して ADA は、規制の対象を民間事業者や州等の公的機関も含むより広い範囲に拡大するものである。具体的には、第 1 編が「民間事業者、州・地方政府、労働組合または合同労使委員会（Joint labor-management committee）」（42 U.S.C. § 12111 (2)）、第 2 編が「公的機関：(A) すべての州政府または地方政府；(B) 州、州政府及び地方政府の部局、機関、特別区、またはその他の組織；(C) 全米旅客鉄道機関及びすべての旅客輸送組織」（42 U.S.C. § 12131 (1)）、第 3 編が「公共施設の場所を所有・賃借（賃貸）・運営する者」（42 U.S.C. § 12182 (a)）と定めている⁽³⁴⁾。これらの主体への規制を行うための連邦議会の立法権の根拠として、総則の目的規定は、先述の通り、合衆国憲法修正 14 条及び州際通商条項を挙げている⁽³⁵⁾。

3.2 ADA の事実認定

ADA の総則は、事実認定 (findings)⁽³⁶⁾ と目的を定めた規定と、各定義規定の二つから成っている。ここでは、特に事実認定に注目して、ADA が、保護対象者である障害者 (individuals with disabilities) をマイノリティグループモデルとユニバーサルモデルのいずれで認識して

(33) 長谷川・前掲注 (2) 81 頁。

(34) 植木・前掲注 (5)、64 頁、90 頁、127 頁。

(35) 42 U.S.C. § 12101 (b) (4). ADA と修正 14 条第 5 節（「連邦議会は、適切な立法により、この修正条項の規定を実施する権限を有する」）との関係は、植木・前掲注 (5) 45 頁以下参照。州際通商条項（第 1 編 8 節第 3 項）との関係では、先に言及した 1964 年公民権法が、同じく州際通商条項を根拠とした連邦法である。1964 年公民権法では、公共的施設が商品やサービスの提供において、人種などに基づく差別をすることを禁止する。同法で公共的施設とされたのが、①ホテル・モテルなどの宿泊施設、②レストランなどの供食施設で、州境を越えて旅行する者に商品やサービスを提供するもの、または提供される商品のかなりの部分が州際通商を経由しているもの、などであった。この法律の合憲性が争われた裁判で、連邦最高裁は、公共的施設と定義されたモテルやレストランによる人種差別が黒人の州際旅行を阻害し、州際通商に悪影響を及ぼしていることは明らかであるなどとして、同法が州際通商条項の権限内のものであることを肯定した。丸山英二『入門 アメリカ法 [第 4 版]』（弘文堂、2020 年）45 頁。参照、樋口範雄『アメリカ憲法』（弘文堂、2011 年）53-54 頁、松井茂記『アメリカ憲法入門（第 8 版）』（有斐閣、2018 年）125 頁。

(36) 「わが国の法律では、その 1 条に法律の目的のみが記載されるが、アメリカでは、法律の規定に立法目的とは別に事実認定が記載されることがある」（小林祐紀「立法府に対する手続的統制の契機：連邦主義の領域における判例の展開を素材として」法政論叢 49 巻 2 号 50-70 頁（2013 年））。同論文は、合衆国対ロペス事件（United States v. Lopez, 514 U.S. 549 (1995)）における州際通商条項に基づく連邦法の合憲性に関する「法律のテキスト内における事実認定」という要件について検討する。なお同論文 66 頁注 16 は、事実認定が法律に記載されることの例として ADA を挙げる。

いるかを検討したい。前節の分析にしたがって、障害者は限定的で識別可能な集団であるのか、そうした線引きは行われていないのか、という観点から分析を行う。

事実認定の条文には、障害者をマイノリティグループモデル的に捉えていると考えることのできる文言が散見される。たとえば、(2)「歴史的に、社会は、障害のある人々を孤立させ、差別する傾向にあり続けた、そして多少改善されたにもかかわらず、そうした障害のある人々への差別の形態は、深刻であり続けており、社会問題として蔓延している⁽³⁷⁾」という条文は、障害者が「孤立」した集団であり、歴史的かつ現在も継続されている差別を受けていると読み替えることができる。(6)「国勢調査、世論調査及びその他の調査は、障害のある人々が、集団として、我々の社会で劣った地位にあり、社会的に、職業的に、経済的に、そして教育の上で深刻な不利益を被っていることを実証している⁽³⁸⁾」という条文は、障害者を「集団として」認識し、様々な生活の局面での差別を実証的に示すことが可能であると述べている。さらに、(7)「障害のある人々は、そうした人たちの自分でコントロールできない性質に基づいて、またそうした人たちが社会に参加したり貢献したりするための能力をまったく表さないステレオタイプのな思い込みの結果として、制限や制約に直面し、確固とした不平等な取扱いの歴史を持ち、そして我々の社会の中で政治的に無力な立場に追いやられてきた、切り離され孤立したマイノリティ (discrete and insular minority) である⁽³⁹⁾」という条文は、障害のある人々が、「ステレオタイプのな思い込み」によって、「制限や制約に直面し、確固とした不平等な取扱いの歴史を持ち、そして我々の社会の中で政治的に無力な立場に追いやられてきた」という不利益を被ってきた、「切り離され孤立したマイノリティ」であると読み替えることが可能で、マイノリティグループモデルの特徴に合致していると考えることが可能である。

他方、事実認定をユニバーサルモデル的に読むこともできるという指摘もなされている。Barryは、(4)「人種、肌の色、性別、出身国、宗教または年齢に基づく差別を経験した個人とは異なり、障害に基づく差別を経験した個人は、かかる差別を是正するための請求権を持たないことが多かった⁽⁴⁰⁾」という条文に注目して、障害が、人種や性別のような差別が普遍

(37) 42 U.S.C. § 12101 (a) (2).

(38) 42 U.S.C. § 12101 (a) (6).

(39) 42 U.S.C. § 12101 (a) (7). なお、「切り離され孤立したマイノリティ」という表現は、二重の基準論のもととなった *United States v. Carolene Products Company*, 304 U.S. 144 (1938) Fn.4 (参照、松井茂記「市民的権利の制限と司法審査のあり方」アメリカ法判例百選46-47頁、松井『二重の基準論』(有斐閣、1994年)) からとられたものである。植木・前掲注 (5) 10頁。

(40) 42 U.S.C. § 12101 (a) (4).

的に禁止された特徴と横並びに配置されていることを指摘している⁽⁴¹⁾。また、Colkerは、(1)「約 4300 万人のアメリカ人が、ひとつ以上の心身の障害を持ち、そしてこの数字は全人口が高齢化するにつれて増加していく⁽⁴²⁾」という条文について、少なくとも 4300 万人を保護しようとするのが議会の意図であって、4300 万人を超える部分は保護しないということは意図していないのだと主張している⁽⁴³⁾。Barry は、こうした Colker の見解を引用しながら、障害者とは、輪郭のはっきりした (clear-cut) 集団であるとは言えないということになると述べている⁽⁴⁴⁾。

以上によれば、ADA の事実認定は、障害者をマイノリティグループモデルとユニバーサルモデルのいずれで捉えているか、一義的に解釈することはできない。もっとも、後に詳述 (4.2.4.3) するが、事実認定の文言(「約 4300 万人」や「切り離され孤立したマイノリティ」など)を根拠の一部として、障害者をより限定的な集団として捉える解釈が司法により示されている。

3.3 ADA の障害の定義規定

ADA における障害 (disability) の定義規定は、先述の通り総則に設けられている。ここでは、まず条文の文言を確認した上で、第 1 編の所管行政庁である雇用機会均等委員会 (Equal Employment Opportunity Commission、以下、「EEOC」) が設けている行政解釈をもとに、より詳細な検討を行う。その上で、前節のマイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルの枠組みから、分析を行いたい。

3.3.1 条文

障害の定義規定の条文は以下の通りである。

「障害」とは、ある個人に対して、以下のうちのいずれかを意味する。

(A) 当該人物のひとつ以上の主要な生活活動を実質的に制約する心身の機能障害

(41) Barry, *supra* note 16, at 227. 人種や性別が「差別が普遍的に禁止された特徴」であるというのは、「その人の」人種や性別にかかわらず、人種や性別に基づく差別から「全ての人」が(例えば性別について言えば女性も男性も一引用者注)保護されているということである。Id. at 219. Bagenstos, *supra* note 21, at 403. 参照、前掲注 (21)。

(42) 42 U.S.C. § 12101 (a) (1).

(43) Ruth Colker, The Mythic 43 Million Americans with Disabilities, 49 William & Mary Law Review 1,7 (2007).

(44) Barry, *supra* note 16, at 227.

(B) そうした機能障害の記録

(C) そうした機能障害を持っているとみなされること⁽⁴⁵⁾。

各項目で定義されている障害は、(A)「現在の障害 (actual disability)」、(B)「障害の記録 (record of)」、(C)「みなし障害 (regarded as)」と略称される⁽⁴⁶⁾。以下、それぞれを要件A、要件B、要件Cと呼ぶ。本稿では、特に要件Aと要件Cに注目する。

まず要件Aを見ると、ある個人に障害があると言うには、当該人物が、心身の機能障害を持つだけでは足りず、当該機能障害が当該人物のひとつ以上の主要な生活活動を実質的に制約するものであることが要求されているものと言える。すなわち、1)「心身の機能障害」とは何か、2)「当該人物のひとつ以上の主要な生活活動」とは何か、3)「実質的制約」とはどの程度の制約なのかという3点が下位要件として問題になる。

次に要件Cを見ると、「そうした機能障害」とは、「要件Aに言うような」機能障害であると読むのが文理に忠実な読み方であると考えられる。その場合、機能障害を持っているとみなされるだけでは足りず、「ひとつ以上の主要な生活活動への実質的制約を伴う機能障害」を持つとみなされることが要求されるのではないかという点が問題となる。

3.3.2 行政解釈

EEOC は、ADA を執行するために設けた行政解釈として、Regulations to Implement The Equal Employment Provisions of Americans with Disabilities Act（以下、「規則」）、及び Interpretive Guidance on Title 1 of The Americans with Disabilities Act（以下、「手引き」）を定めている⁽⁴⁷⁾。以下、規則及び手引きの各論点を参照する。

なお、本稿の冒頭で述べた通り、ADA は 2008 年 ADA 改正法によって、障害の定義規定に解釈規定が挿入され、またそれを踏まえて行政解釈も加筆修正されている。ここでは、定義規定に関する行政解釈を検討するにあたって、法改正前後で基本的に変化のない部分に

(45) 原文は以下の通りである。42 U.S.C. § 12102 (2).

The term “disability” means, with respect to an individual—

(A) a physical or mental impairment that substantially limits one or more of the major life activities of such individual;

(B) a record of such an impairment; or

(C) being regarded as having such an impairment.

(46) 29 CFR pt. 1630.2 (g) (2) (2019).

(47) ADA 第1編については、EEOCに規則制定権が与えられている（42 U.S.C. § 12116.）が、総則に関する規則制定権が授権されているかどうかについては、Sutton 判決で争点の一つになった（詳細は後述4.5）。

については現在の連邦行政命令集（Code of Federal Regulations）（2019 年版）に基づき、規則（2019）・手引き（2019）として引用する。他方、判例で争点となり法改正により影響を受けた部分については、差し当たり法改正前のもの（1998 年版、本稿で主として取り扱う Sutton 判決訴訟当時のもの）を参照し、規則（1998）・手引き（1998）として引用する。法改正後のものは後で検討する（8）。

3.3.2.1 要件 A（現在の障害）

先述の通り、要件 A において問題となるのは、下位要件である、1) 「心身の機能障害」、2) 「主要な生活活動」、及び 3) 「実質的制約」の各解釈である。順次、検討していく。

1) 「心身の機能障害」

「心身の機能障害」について、規則（2019）は以下のように具体的な例を挙げながら定めている。

- (1) あらゆる生理学的な疾患あるいは不調、容貌の損傷、解剖学的な損傷で、ひとつ以上の体組織に影響を与えるもの（例えば、神経系、及び筋骨格、特殊感覚器官、呼吸器官（発声器官を含む）、心臓血管、生殖器官、消化器官、泌尿生殖器、免疫系、循環器系、血液、リンパ、肌、内分泌腺）、または
- (2) あらゆる心理的あるいは精神的な疾患（例えば、知的障害（かつての用語では、「精神遅滞」）、及び器質性精神障害、情緒障害あるいは精神障害、特殊学習障害）⁽⁴⁸⁾。

また、手引き（2019）は、これらが例示列举であること、及び以下のような機能障害ではないものとの峻別が重要であることを述べている。

機能障害である疾患と、機能障害ではない、心身及び環境、文化、経済的な特徴とを区別することが重要である。通常（normal）の範囲に留まり、かつ生理学的な疾患の結果ではない身体的な特徴（例えば、目の色・髪の色・左利きであること、あるいは身長・体重、筋緊張）を、「機能障害」の文言の定義は含まない。同様に、当該定義は、疾病・疾患への遺伝的傾向も含まない。

（中略）

また、機能障害の定義は、心理的・精神的疾患の症状ではない一般的な性格の傾向

(48) 29 CFR § 1630.2 (h) (2019).

（例えば、判断力が乏しいことや気が短いこと）をも含まない。環境の、あるいは文化的、経済的な不利（貧困や教育の欠如、服役歴）は機能障害ではない。高齢であることも、それ自体においては、機能障害ではない。しかし、一般に年齢と関連付けられる様々な医学的な不調（例えば、難聴や骨粗しょう症、関節炎）は、ここで言う機能障害となりうる⁽⁴⁹⁾。

以上によれば、「心身の機能障害」とは、先述したような「手足の欠損や視力の喪失を含め、普通とみなされていない心身の特徴⁽⁵⁰⁾」や、「身体の構造や生理機能（精神機能を含む）における喪失や異常⁽⁵¹⁾」という意味であり、また、単なる身体的な特徴や環境、文化、経済的な特徴との区別が重要である。

2) 「当該人物のひとつ以上の主要な生活活動」

「当該人物のひとつ以上の主要な生活活動」については、「当該人物の」と「主要な生活活動」に分けて検討する必要がある。後者の「主要な生活活動」から見ると、規則（2019）は以下のように定めている。

（1）一般に、「主要な生活活動」は以下を含むものだが、これに限定されるものではない。

(i) 自身のケアや、手作業、見ること、聞くこと、食べること、寝ること、歩くこと、立つこと、座ること、手を伸ばすこと、物を持ち上げること、物を曲げること、話すこと、息をすること、学習すること、読むこと、集中すること、考えること、コミュニケーションをとること、他者と協力すること、及び働くこと。

(ii) 以下を含む、主要な身体機能（major bodily function）。免疫系、特殊感覚器官、及び肌の機能。正常な細胞の増殖。消化器官、泌尿生殖器、腸管、膀胱、神経系、脳、呼吸器官、循環器系、心臓血管、内分泌腺、血液、リンパ、筋骨格、及び生殖器官の機能。これらに加えて、体組織の中の臓器の動きも含む⁽⁵²⁾。

(ii) は ADA 改正法を受けて加えられたものである。手引き（2019）によれば、これは、判例を踏まえて、「主要な生活活動」から「主要な身体機能」が排除されないように明文化したものである。これにより、がんの発症や HIV への感染による「主要な身体機能」の制

(49) 29 CFR Pt. 1630, App. § 1630.2 (h) (2019).

(50) 菊池ほか・前掲注（11）7頁。

(51) 世界保健機関・前掲注（11）205頁。

(52) 29 CFR § 1630.2 (i) (1) (2019).

約が「主要な生活活動」の制約になると明示された点も重要な意味を持つ⁽⁵³⁾。続けて規則には、「主要な生活活動」が「日常生活の中心的な重要性」(central importance to daily life)であるかどうかを参照することなく決定されるべきであることも明文化された⁽⁵⁴⁾。これも、ADA 制定後の判例の影響を排除するために定められたものである。

ついで、前者の「当該人物の」の解釈については、規則(1998・2019)及び手引き(1998・2019)のいずれにも記載がないが、「当該人物の」が「当該人物にとっての」という個別性の高い審査を要求しているのか、単に審査対象を示しているに過ぎず、一般的でカテゴリーカルな審査を要求しているのかという点が判例で問題になった。この論点については、後述する(7.4)。

3) 「実質的制約」

「実質的制約」に関する規則及び手引きは、ADA 改正法以後、その内容が大幅に変更されている。「実質的制約」の審査手法、及び ADA 制定後の判例において争点となった事項に関する修正である。そこで、ここでは、規則(1998)及び手引き(1998)における規定を確認し、特に本稿で問題とする論点を示す。

規則(1998)において、「実質的制約」は以下のように定義されている。

- (i) 一般的な人々の中で平均的な人物が行うことのできる、主要な生活活動を行うことができないこと、または、
- (ii) ある主要な生活活動について、一般的な人々の中で平均的な人物が当該活動を行う持続時間や方法、態様(the duration, manner or condition)と比較して、当該活動を行う持続時間や方法、態様が著しく制限されていること⁽⁵⁵⁾。

この解釈を前提に、規則及び手引きは「実質的制約」該当性審査の具体的な内容を示している。まず、規則(1998)で、「実質的制約」該当性審査においては、以下の要素が考慮されるべきであると示されている。

- (i) 当該機能障害の性質及び重症度
- (ii) 当該機能障害の(予測される)持続期間

(53) 29 CFR Pt. 1630, App. § 1630.2 (i) (2019).

(54) 29 CFR § 1630.2 (i) (2) (2019).

(55) 29 CFR § 1630.2 (j) (1) (1998).

(iii) 当該機能障害による（予測される）永続的なあるいは長期にわたる影響⁽⁵⁶⁾。

次に、手引き（1998）を見ると、「実質的制約」該当性審査に通底する原則を定めており、以下の3点が挙げられる。なお、附番、下線は引用者による。

1) 機能障害が存在するかどうかの認定は、ある人が障害を持つかどうかの認定の第1段階に過ぎない。多くの機能障害は、個々人の生活に対して、障害を構成する機能障害となる程度の影響はない。機能障害は、それが当該人物のひとつ以上の主要な生活活動を実質的に制約する場合に、障害の水準の機能障害となる。合わせると、当該人物のひとつ以上の主要な生活活動を実質的に制約する複数の機能障害もまた、障害を構成する。

2) ADAのこの部分（引用者注：「実質的制限」）は、1973年リハビリテーション法と同様、障害を構成する機能障害の「一覧表」を作成しようとするものではない。ある人が障害を持っているかどうかの判断は、その人の持つ機能障害の名称や診断に必ずしも基づくものではなく、当該機能障害がその人の生活にもたらす影響に基づかなければならない。ある機能障害は、特定人物にとっては障害になるだろうが、他の者にとってはそうではない。それは、疾病・疾患の進行状況や、当該機能障害を障害たらしめるのに影響する他の機能障害の存在、他のあらゆる要因による。

3) しかし、別の機能障害（例えばHIVへの感染など）については、本質的に（inherently）、実質的な制約となる⁽⁵⁷⁾。

以上3点の原則は換言すると、1)「心身の機能障害」がある者であって、さらに主要な生活活動の「実質的な制約」が伴っているものが要件Aに該当する、2) ある機能障害が実質的な制約となるかどうかは、「その人の持つ機能障害の名称や診断に必ずしも基づくものではなく」、個々の人物によって異なる、3) ただし、一部の機能障害については、直ちに要件A該当性が認められる、と整理できる。

「実質的制約」該当性審査に関して、規則及び手引きの内容をまとめると、「実質的制約」とは、原則として、機能障害の医学的な名称や診断自体によって認められるものではなく、個々の申立人の機能障害の性質や重症度、問題とされている生活活動への影響の程度によって判断されなければならない。しかし、一部の機能障害はその限りではなく、「本質的に」「実

(56) 29 CFR § 1630.2 (j) (2) (1998).

(57) 29 CFR pt. 1630, App. § 1630.2 (j) (1998).

質的制約」該当性が認められるということになる。

後に判例で問題となった点を踏まえ、「実質的制約」該当性に関する規則及び手引きの内容における注目すべき点を2点挙げる。

第1に、障害該当性の判断において、機能障害の影響の軽減手段 (mitigating measures) を考慮することの可否である。手引き (1998) では、以下のように定められていた。

ある人が主要な生活活動を実質的に制約されているかどうかの判断は、ケースバイケースで、薬や補助的な道具あるいは人工装具のような軽減手段を考慮することなく、判断されなければならない (下線：引用者)。

「薬や補助的な道具あるいは人工装具のような軽減手段を考慮することなく」とは、例えば、高血圧症を患っているため降圧剤を服用して日常生活を支障なく送れている人は、降圧剤の服用歴を考慮することなく、高血圧症自体の生活活動への影響を考慮することによって、「実質的制約」該当性を審査するということである。そのような審査は、先述の「実質的制約」の該当性審査の手法に矛盾しないのか、そもそも実際に行うことができるのか、といった点が問題となった。すなわち、降圧剤を服用していない状態の高血圧症の生活活動への影響を検討するために、申立人に降圧剤の服用をやめてもらうことはできない。したがって、個々の申立人の機能障害の性質や重症度ではなく、結局、高血圧症が一般的にどのような病態なのか、どのような生活への影響があるのか、と言った一般的・医学的な審査しかできないのではないか、ということである。

第2に、「働くこと」という主要な生活活動に関する「実質的な制約」該当性である。規則及び手引きには、「働くこと」についての特別の解釈が設けられている。規則 (1998) 及び手引き (1998) は、それぞれ以下のように定めている。

〈規則〉「実質的制約」とは、同様の訓練、技能及び能力をもつ平均的な人物と比較して、ひとつの職種 (a class of job) あるいは様々な職種における広範囲の職務 (a broad range of jobs in various classes) を遂行する能力が制限されていることを言う。ひとつの特定の職務 (a single, particular job) を遂行することができないことは、働くことという主要な生活活動の実質的制約を構成しない⁽⁵⁸⁾。

〈手引き〉 他のいかなる主要な生活活動でも実質的制約を受けていないのなら、働く

(58) 29 CFR § 1630.2 (j) (3) (i) (1998).

ことという主要な生活活動を遂行する能力が検討されるべきである。他の何らかの主要な生活活動で制約を受けているのなら、当該人物が働くことを実質的に制約されているかどうかを判断する必要はない。たとえば、全盲の人は、見るということという主要な生活活動が実質的に制約されているので、働くことも実質的に制約されているかどうかを判断する必要はない。働くことが実質的に制約されているかどうかの判断もまた、ケースバイケースで行われなければならない。（中略）したがって、ある人物がある使用者が設けたひとつの特定の職務を遂行できないこと、あるいは専門的な職務や通常の範囲を超えた職能、能力、才能が要求される専門的な職務を遂行できないことを理由に、彼または彼女は実質的な制約を受けているということにはならない。例えば、視力が低いために旅客機のパイロットになれないが、副操縦士や輸送業のパイロットになることはできる人物は、働くことという主要な生活活動を実質的に制約されていることにはならないだろう⁽⁵⁹⁾。

まず、規則によると、例えば、障害があることを理由として採用拒否をされたという申立てを行う場合、申立人は、相手方の一事業者あるいは当該事業者の一職務に採用されなかったことをもって、「実質的制約」該当性が認められることにはならないことになるだろう⁽⁶⁰⁾。規則に言う「ひとつの職種」あるいは「様々な職種における広範囲の職務」において採用されないことを示さなければならない。したがって、ここでいう「職種」や「広範囲の職務」の程度が問題となる。手引きで言及されている航空業の事例では、「旅客機のパイロット」は、「職種」や「広範囲の職務」ではなく、ひとつの職種にすぎないと考えられているということになる。

また、手引きによると、主要な生活活動としての「働くこと」に困難がある人は、他の何らかの活動においても困難が生じている場合が多い。したがって、主要な生活活動に該当する活動のうち、「働くこと」は補充的な要素と考えられているものと言える。

(59) 29 CFR Pt. 1630, App. § 1630.2 (j) (1998).

(60) Sutton 判決の法廷意見で指摘された (527 U.S. 492 (1999).) ことだが、「働くこと」の「実質的制約」該当性を検討するにあたり、申立人が相手方たる一事業者によって採用拒否されたことによって「実質的制約」を認めてしまうと、「申立人は、相手方により採用拒否されたから、障害者に該当する→これは障害者であることを理由とする採用拒否にあたる」という循環論法に陥ってしまう。こうした理由から、「ひとつの職種」あるいは「様々な職種における広範囲の職務」で何らかの不利益を被ったという程度の制約を立証することを要求しているものと言える。

3.3.2.2 要件C（みなし障害）

まず、手引き（1998）には、「ある人が「障害」の定義規定の一つ目の項目（引用者注：要件Aのこと）及び二つ目の「記録」の項目（引用者注：要件Bのこと）のいずれも充足していないとしても、彼または彼女は、定義規定の三つ目の項目（引用者注：要件Cのこと）を充足しうる可能性がある⁽⁶¹⁾」という記載がある。すなわち、要件Cは、要件A及びBに対する補充的な定めとして位置づけられているものと言える。

次に、要件Cの解釈について、規則（1998）は、要件Cに該当する場合を以下の3通りであるとしている。

「そうした機能障害をもっている」とみなされること」とは、

- (1) 主要な生活活動を実質的に制約しないが、事業者によってそうした制約があるものとして扱われていること、
- (2) 当該人物に対しての他者の態度の結果によってのみ、主要な生活活動を実質的に制約する機能障害をもっていること、
- (3) 本号で言ういかなる機能障害も持っていないが、事業者によって主要な生活活動を制約する機能障害をもっているものとして扱われること⁽⁶²⁾。

さらに、手引き（1998）は、規則の解釈に対応する事例を示している。附番は引用者による。

〈(1)の例〉たとえば、ある労働者が、実質的制約を伴わない高血圧症を（引用者注：降圧剤を服用するなどして）コントロールしてきたとする。使用者が、当該労働者は現在の激しい負担を伴う仕事を継続すると心臓発作を起こしてしまうだろうという根拠のない懸念をすることによって、当該労働者をより負担の少ない仕事に配転したとすると、当該使用者は当該労働者を障害がある（disabled）とみなしていることになるだろう。

〈(2)の例〉たとえば、ある人が顔の目立つ位置にある火傷の跡や外貌醜状を持つ、あるいは疾患によって周期的に頭部の不随意的な痙攣を起こすがそれが当該人物の主要な生活活動を制約するわけではないとする。ある使用者が、顧客の否定的な反応を理由としてそうした人物を差別したとすると、当該使用者は、当該人物を障害があるとみなしていたこととなり、また障害があるという想定に基づいて行動をしたこととな

(61) 29 CFR Pt. 1630, App. § 1630.2 (1) (1998).

(62) 29 CFR § 1630.2 (1) (1998).

るだろう。

〈(3)の例〉たとえば、ある使用者がある労働者を、当該労働者が HIV に感染しているという噂があるのを受けて解雇したら、この状況（引用者注：上記（3）のこと）が発生するだろう。その噂に全く根拠がなく、したがって当該労働者にはまったく機能障害がなくても、使用者が障害があると考えていたのだから、当該労働者は障害がある個人であり、当該使用者は当該労働者を解雇することによって障害を理由に差別したことになる⁽⁶³⁾。

以上をもとに検討するに、(1) 及び (3) は、実際の機能障害の有無はさておき、使用者が労働者に活動制限を伴う機能障害をもっていたと認識していたこと、(2) は、当該人物の機能障害には他者の態度によってのみ活動制限が生じることであると言うことができる。いずれにおいても、単に使用者によって機能障害があるものと認識されていたことだけではなく、「主要な生活活動への実質的制約を伴う機能障害がある」と認識されていたことの証明を要すると言えるだろう。

3.3.3 マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルの視点からの分析

以上で検討した行政解釈を踏まえて、ADA の障害の定義規定は、保護すべき障害者をどのように捉えたものなのかを検討したい。前項と同様に、マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルの視点から、障害者は限定的で識別可能な集団であるのか、そうした線引きは行われていないのかを検討する。

まず、要件Aの「心身の機能障害」の解釈について、機能障害と、そうではない「心身及び環境、文化、経済的な特徴」との区別が重要であった。これは、前節で引用した Barry が言う、ユニバーサルモデルにおいて保護対象者となる障害者の線引きをするための基準と同様である。この要件に基づく線引きを必要とする点では、マイノリティグループモデルも変わらないと考えることができる。

「当該人物のひとつ以上の主要な生活活動」の解釈で注目すべきなのは、「当該人物の」という文言である。すなわち、問題となっている生活活動が、当該人物にとって「主要」でなければならないことを意味しているのか、「当該人物の」は単に審査対象を示しているに過ぎず、一般的でカテゴリー的な審査を予定しているのかということであった。前者の解釈は、個々の申立人について、個別性の高い審査を要求することとなり、障害者を限定的で識別可能な集団として捉えることは困難になる可能性がある。他方、後者の解釈によれば、「主

(63) 29 CFR Pt. 1630, App. § 1630.2 (1) (1998).

要な生活活動」として一般化されたカテゴリーに、問題となっている申立人のそれが該当するかどうかを審査することとなる。この手法であれば、障害者を限定的で識別可能な集団として捉えることは容易だろう。先にも述べた通り、この点が争われたのが後で検討する Abbott 判決である。

「実質的制約」の解釈では、二つの論点が挙げられる。1 点目として、「実質的制約」該当性は、原則として、機能障害の医学的な名称や診断自体によって審査されるのではないとしながらも、「本質的に」(inherently) 実質的制約該当性が認められ、延いては障害該当性が認められる機能障害が存在することを認めている点である。この「本質的に」障害該当性が認められる機能障害とは、後述 (8.2.1) するところの、判例で “per se disability” (「それ自体において障害である機能障害」) と呼ばれているものと近いと言えるだろう。手引き (1998) の原則は、当該機能障害の重症度や生活活動への影響を考慮するというものであったが、これは、「当該人物の」客観的状态に即した個別性の高い審査を要求するもので、障害者を限定的で識別可能な集団として捉えることを困難にするものと考えられる。他方、例外としての「本質的に」「実質的制約」該当性が認められる機能障害 (≡ per se disability) とは、まさに、そうした機能障害を持つ者が障害者という集団を形成するのであり、マイノリティグループモデル的である。

2 点目として、判例で争われた軽減手段の考慮の可否である。機能障害の医学的な名称や診断自体によって審査されるものではないというのが「実質的制約」該当性審査の原則である。先に高血圧症における降圧剤の例を挙げたが、軽減手段を考慮することと考慮しないことのいずれが上の原則に従うものなのかという論点が生じる。

3.4 ADA の障害者雇用差別禁止規定

本稿では、主として ADA 第 1 編訴訟である判例の検討を行う。したがって、以降は ADA 第 1 編の障害者雇用差別禁止規定について重点的に分析を行う⁽⁶⁴⁾。

ADA 第 1 編は、一般的規則として、使用者等⁽⁶⁵⁾ に対して、適格性のある (qualified⁽⁶⁶⁾) 障

(64) ADA 第 1 編訴訟と第 2 編・第 3 編訴訟において原告の勝訴率に大きな違いがあり状況が異なるのではないかということを指摘するものとして、Michael Waterstone, *The Untold Story of the Rest of the Americans with Disabilities Act*, 58 *Vanderbilt Law Review* 1807 (2019). (植木淳教授の教示による)。

(65) ADA 第 1 編の雇用差別禁止規定の適用対象 (covered entity) は「使用者、職業紹介事業者、労働組合、合同労使委員会 (Joint labor-management committee)」(42 U.S.C. § 12111 (2).) とされている。

(66) 参照、長谷川・前掲注 (2) 101 頁。榊原は、“qualified individual”に「有資格の個人」という訳語を当てるが、有資格性の中心的な含意を「職務遂行能力を有すること」とする。榊原賢二郎『社会的包摂と身体』(生活書院、2016 年) 230 頁。

害者を差別してはならないと定めている。差別の内容として、被用者の採用手続、雇用、昇進または解雇、報酬、職務訓練、及びその他の条件及び特権を挙げている⁽⁶⁷⁾。

連邦裁判所によって、適格性を有する障害者に対する差別が認定された場合、裁判所は、①当該行為の差止め、②被用者のバックペイ付きの復職や採用を含む、適切な積極的是正措置、③その他、裁判所が適切と考えるあらゆるエクイティ上の救済、を命じることができる⁽⁶⁸⁾。

ADA第1編のエンフォースメント規定は、公民権法第7編の規定を準用している⁽⁶⁹⁾。それによると、申立人（障害者）は、まずEEOCへの申立てという行政手続を踏まなければならない。申立てを受けたEEOCは違反行為の有無の調査を行い、違反行為が認められた場合には調整を行う⁽⁷⁰⁾。調整が期日以内に成立しない場合には、EEOC自ら原告となるか、EEOCから「訴権付与状」（right-to-sue letter）を得た申立人が原告となって訴訟を提起することができる⁽⁷¹⁾。すなわち、EEOCへの申立人に対しては、EEOCによる調整及び訴訟による救済命令の2段階の救済手続が用意されていることになる。

4 障害の定義規定に関する連邦最高裁判決—Sutton判決を中心に

以下、本稿の中心的対象である Sutton 判決⁽⁷²⁾を取りあげる。既に述べたように、同判決で問題となったのは、近視のため裸眼視力が0.1以下だが矯正視力が1.0以上ある原告が「障害」を持っているかという点である。

4.1 事案の概要

原告は、重度の近視である双子の姉妹である。裸眼の右目の視力は0.1（20/200）以下、左目の視力は0.05（20/400）以下だが、矯正視力では1.0（20/20）以上である。したがって、裸眼では多くの活動を行うことができないが、めがねやコンタクトレンズといった矯正手段

(67) 42 U.S.C. § 12112 (a).

(68) 中窪・前掲注 (29) 237頁。

(69) 42 U.S.C. § 12117.

(70) 中窪・前掲注 (29) 234頁。

(71) 中窪・前掲注 (29) 235頁。なお、植木は、ADAにおいては、連邦裁判所による救済だけではなく、行政救済やADRが重要な役割を担っていることが指摘している。植木淳「ADAに関する救済手続」北九州40巻1・2・3合併号1頁、3頁。

(72) Sutton v. United Air Lines, Inc., 527 U.S. at 471 (1999). 同じく障害の定義に関わる同日に下された Murphy v. United Parcel Service, 527 U.S. 516 (1999), Alberson's, Inc. v. Kirkingburg, 527 U.S. 555 (1999)と併せて、Sutton Trilogyと呼ばれることがある。参照、植木・前掲注 (5) 68頁。

があれば、視力についての機能障害のない人と同様に活動することができる。

原告は地方コンピューター航空会社のパイロットとして勤務していたが、彼女らは主要航空会社のパイロットとなることを「生涯の目標」とし⁽⁷³⁾、1992年、被告航空会社（ユナイテッド社）の国際線パイロットとしての採用試験を受けた。原告は年齢等の他の資格は満たしていたが、裸眼視力が0.2（20/100）以上という被告が独自に設けていた基準に満たなかったため不採用となった。原告は、被告の提示した不採用の根拠はADAに言う障害者差別に当たるとして、EEOCに申立てを行った。EEOCは調査の後、原告に訴権付与状を与え、原告はコロラド州地区連邦地方裁判所に提訴した。

訴訟の中で、両当事者とも、ADAがその執行に必要な規則を定める権限を3つの行政機関に委任していることについて同意しており、ADA第1編の雇用に関する規定を執行するための規則を定める権限はEEOCにある。また、法廷意見によれば、いかなる行政機関にも障害の定義規定を解釈する規則を制定する権限は与えられていないが⁽⁷⁴⁾、EEOCはこの点につき、手引き（1998）を設けている（以下、本節では単に「手引き」とする）。要件Aの「実質的制約」の解釈について、手引きは、「ある人が主要な生活活動を実質的に制約されているかどうかの決定は、ケースバイケースで、薬や補助的な道具あるいは人工装具のような軽減手段を考慮することなく、判断されなければならない」⁽⁷⁵⁾（傍点：引用者）としている⁽⁷⁶⁾。

要件Aについて、両当事者は、手引きへの敬讓の可否、及びそれに係る手引きの内容の妥当性、すなわち、障害の有無の判断において軽減手段を考慮すべきかどうかについて争った。原告は、原告の障害の有無については、軽減手段を考慮せずに、つまり裸眼視力で判断されるべきだと主張した。ADAが直接的にはこの問題に言及していない以上、裁判所は手引きに敬讓すべきであるというのがその根拠である。これに対して被告は、原告が引用する手引きはADAの条文の基本的な意味（plain meaning）に反していると主張した。すなわち、“ひとつ以上上の主要な生活活動を実質的に制約する”という文言は、現実・現在において、実質的な制約が存在することを要求しており、さらに、軽減手段を考慮しないことは「当該人物の」（of such individual）主要な生活活動への機能障害の影響を分析することを要求する条文に反している。よって、裁判所は手引きに敬讓すべきではなく、障害の有無は軽減手段を考慮して、矯正視力で判断すべきだとした。

要件Cについて、原告は、その身体的な機能障害によって彼女らが労働という主要な生活

(73) Sutton v. United Air Lines, Inc., 130 F.3d 893, 895

(74) この点につき、Breyer判事の反対意見がある。詳細は後述（4.5）する。

(75) 29 CFR pt. 1630, App. § 1630.2 (j) (1998) ; 527 U.S. 480 (1999).

(76) 原告について言えば、原告の障害の有無は矯正視力（両目1.0）ではなく、裸眼視力（右目0.1、左目0.05）をもとに判断されるべきであるということになる。

活動において実質的に制約されているものと被告は誤解していたと主張した。被告がステレオタイプに基づいた視力の条件を設けていたことがその根拠だと主張する。さらにこの条件は、国際線パイロットの職務—それは職種（class of employment）にあたると原告は主張する—から原告を排除することによって、労働という主要な生活活動に従事する原告の能力を実質的に制約しているとされる。これに対して被告は、国際線パイロットの役職は「職種」ではなく、労働という主要な生活活動において実質的に制約を受けているとみなされていることを原告は示していないと主張した。

4.2 法廷意見

法廷意見を執筆したのは O'Connor 判事である。法廷意見は、要件 A（現在の障害）及び要件 C（みなし障害）該当性の原告の主張をいずれも退け、原告の訴えを却下した。

4.2.1 要件 A（現在の障害）該当性

法廷意見は、結論としては、被告の主張を支持した。すなわち、要件 A における「実質的制約」該当性の是非は、機能障害の軽減手段を考慮して矯正視力によって行うべきであるとする。その根拠は2点に大別される。

第1に、ADA の条文を文言自体に依拠して解釈することによって結論を導く。ここで O'Connor 判事は、textualism の手法を用いて解釈を行っている。問題となったのは、要件 A の「当該人物のひとつ以上の主要な生活活動を実質的に制約する心身の機能障害」のうちの「実質的制約」、及び定義規定と同じく総則に設けられている事実認定における「約 4300 万人のアメリカ人が、ひとつ以上の心身の障害を持ち、そしてこの数字は全人口が高齢化するにつれて増加していく」という箇所である。

まず、「実質的制約」について次のように述べる。

ADA は、障害を「ひとつ以上の生活活動を実質的に制約する（“*substantially limits*”）心身の機能障害」と定義している。“*substantially limits*” という文言は、同法において直説法現在形の動詞で表現されているので、当裁判所は、当該文言は、障害があることを示すには、（潜在的にあるいは仮定的にではなく、）現在において実質的に制約されていることを要求すると解釈すべきと考える。障害は、機能障害が主要な生活活動を「実質的に制約している」場合にのみ存在するのであり、軽減手段を使用しなかったとすれば、実質的に制約「していたかもしれない（*might*）」あるいは「し得た（*could*）」、「していただろう（*would*）」場合には存在しない。その心身の機能障害が治療や他の手段によって矯正されている人は、現在、主要な生活活動を「実質的

に制約する」機能障害を持っているわけではない⁽⁷⁷⁾。

本件の事案に当てはめると、矯正手段を用いることで視力についての機能障害のない人と同程度の活動を行うことのできる原告は、矯正手段を用いている「現在」において、機能障害による「実質的な制約」を受けていないと解されることになる。

次に、「約 4300 万人のアメリカ人」がひとつ以上の心身の機能障害を持つという議会の事実認定は、矯正していない状態が障害となるすべての人々、すなわち矯正すれば障害とはならない人々を ADA が保護することを議会は意図していなかったという結論を導くと言う。そうした人々を含めてしまうと、1億6千万人を超えてしまうというのである⁽⁷⁸⁾。

第2に、原告が敬讓すべきと主張する EEOC の手引きに注目する。法廷意見はその内容について、2点の誤りを指摘する。

まず、障害の定義規定の柱書における「ある個人に対して」(with respect to an individual) という文言に注目する。ある人の機能障害が障害を構成するかどうかは、障害が「当該人物の主要な生活活動」を実質的に制約するかどうかを、「個人に対して」評価することによって決定されなければならない。したがって、ある人が障害を持つかどうかは、「個人に対する審査」(individualized inquiry) を要すると言う⁽⁷⁹⁾。

この解釈を前提として、手引きが軽減手段を考慮することなく判断するべきであるとしている点は、ADA の条文が要求する「個人に対する審査」に反すると指摘する。手引きの内容に基づいて、日常生活において軽減手段を用いている人に対して、軽減手段を考慮せずに審査することは、裁判所や使用者に、矯正されていない機能障害が通常、個々人にどのような影響を与えるのかという「一般的な情報」をもとにした推測によって、障害該当性の判断することを強いることになると述べた。その例として、糖尿病患者の例を挙げ、以下のよう

(矯正されていない状態での判断では、) 裁判所は、ほぼ確実にすべての糖尿病患者は障害を持っているという事実認定をすることになる、なぜなら、もし糖尿病患者が彼・彼女らの血糖値を測らず、またインスリンの投与をしなかったと仮定すると、彼・彼女らはほぼ確実にひとつ以上の主要な生活活動を実質的に制約されるということになるからだ。それゆえに、自身の症状が日常生活を阻害しない程度の患者は、単

(77) 527 U.S. 482 (1999).

(78) 527 U.S. 487 (1999).

(79) この点につき、先行する Abbott 判決を引用している。同判決については、後に詳述する (7)。

に制約」しているものと誤って信じていると主張する⁽⁸³⁾。その根拠として、まず、被告が国際線パイロットに対して設けていた裸眼視力要件は、偏見やステレオタイプに基づくものであることを挙げた。次に、当該要件によって、原告はひとつの職種である国際線パイロットの職から排除されており、働くことという主要な生活活動に従事する能力が制約されていると主張した。被告は、国際線パイロットの職は「職種」ではないと反論した。

法廷意見は、原告の第1の主張に対して、「働くことという主要な生活活動を原告は実質的に制約されていると被告がみなしている」という主張を原告は立証しえなかったと判断した。法廷意見は、ADAの定めによれば、使用者が一定の身体的特徴を他のものよりも選好し、雇用に際して身体的基準を設けることは許容されていることを述べる。すなわち、使用者は、機能障害に当たらないような心身の特徴（身長・体型・歌声など）が他のものよりも望ましいとすることは自由であり、また、機能障害に当たるような身体的特徴であっても、それによる制約が「実質的な」ものでなく多少の程度にとどまるのであればADAに違反しないと言う。

第2の主張に対しては、「原告の機能障害がその働く能力を「実質的に制約している」と被告がみなしている」という主張を原告はなしえていないと判示した。まず、法廷意見は、「実質的制約」の文言の意味を一般的な英語辞書に依拠して解釈する。すなわち、ADAは「実質的制約」(substantially limits)の定義を設けていないが、辞書的には“substantially”は、「かなりの」あるいは「明確にされた大きな程度」を意味していると言う。EEOCは、この意味で「実質的制約」の文言を解釈し、当該文言は「行うことができない」(unable to perform)あるいは「大幅に制限されている」(significantly restricted)を意味すると定義する規則を設けている。

問題となっている主要な生活活動が働くことについてのそれであるときには、「実質的制約」という文言は、少なくとも原告が広い職種(broad class of jobs)において働くことができないことを立証することを要求しているという。EEOCが「実質的制約」の定義規定を以下のように設けていることも指摘した。

ひとつの特定の職務(a single, particular job)を遂行することができないことは、働くことという主要な生活活動の実質的制約を構成しない⁽⁸⁴⁾。

(83) ここでそもそも働くことが「主要な生活活動」に該当するかどうかを議論することも可能であるが、この点がEEOCの規則に明示されているためか、両当事者とも争っていない。29 CFR pt. 1630, § 1630.2 (i) (1998).

(84) 527 U.S. 493 (1999).

したがって、働くことという主要な生活活動における実質的な制約となるためには、複数の種類の職務、ある専門的な職務、または特定の一般的に好まれている職務のいずれかから排除されていなければならない。もしある個人の技能（彼・彼女に固有の才能によるものではないとしても）を用いて複数の職務を行うことができるのであれば、その人は、広範な（substantial）職種から排除されているとは言えない。同様に、多くの異なる種類の職務を遂行することが可能なのであれば、広い範囲（a broad range）の職務から排除されているとは言えない。

法廷意見は、両当事者が主要な生活活動に働くことが含まれることに合意している以上、EEOC 規則の該当箇所の妥当性の判断は行わないとした⁽⁸⁵⁾。そのうえで、「彼女らの視力が働くことという主要な生活活動の実質的な制約となる機能障害であるとみなされていた」と十分に主張することにおいて原告は失敗していると結論づけた。国際線パイロットの仕事はひとつの職務に過ぎず、被告が原告を国際線パイロットの職から排除したという訴えは、原告が実質的な制約を課す機能障害を持っていると被告がみなしたという主張を支持しないというのである。実際、原告の技能を用いることができる他の多くの職務（たとえば国内線パイロットやパイロットの教官）がある。また、原告が敬讓すべきであるとしている、EEOC の手引きにも以下のような記述があることも指摘している。

視力が良くないという機能障害のために、民間航空会社のパイロットになることはできないが、副操縦士や国際宅配便のパイロットにはなることのできる人物は、働くことという主要な生活活動を実質的に制約されているということはない⁽⁸⁶⁾。

4.3 Ginsburg 補足意見

Ginsburg 補足意見は、法廷意見のうち、障害の軽減手段を用いている人は「現在の障害」（要件 A）に該当しないとした部分に同意して、補足意見を述べている。

まず、Ginsburg 判事は、ADA の条文の以下の箇所を参照し、原告が同法の保護対象者には該当しないとする。

議会が意図していた ADA の保護対象は、「約 4300 万人のアメリカ人がひとつ以上の心身の機能障害を持っている」§ 12101 (a) (1)、及び「障害のある個人は、切り離

(85) 前掲注 (60) 及び (83) で述べたとおり、法廷意見は、「働くこと」を主要な生活活動に含めることに論理的難点がありうることを説明した上で、両当事者ともその点は争ってはいないとして、結論を留保している。

(86) 527 U.S. 493 (1999)。

され孤立したマイノリティであり」、「確固とした不平等な取扱いの歴史を持つ」人々で、「我々の社会の中で政治的に無力な立場に追いやられてきた」§ 12101 (a) (7)、という事実認定の条文から明らかになる⁽⁸⁷⁾。

これに対して、原告が主張する軽減可能な障害を ADA の保護対象に含めると、2 点の矛盾を生じさせるという。第 1 に、ADA の保護対象者が 4300 万人を大幅に超過してしまう。第 2 に、裸眼視力の低い者や、日常的に投薬をしている者は、あらゆる社会的、経済的な階層に見られ、その人たちは、政治的に無力な集団でも、歴史的な差別の犠牲者というわけでもないことを指摘する。Ginsburg 判事は、議会は ADA の保護対象を、限定的な、歴史的に不利益を被ってきた集団 (class) に制限することを意図していたというのである。

4.4 Stevens 反対意見

Stevens 反対意見 (Breyer 判事も同意) は、法廷意見に反対して、原告らは障害の定義規定における要件 A に言う「現在の障害」に該当し、ADA の保護対象となると述べた。だが、だからと言って、被告航空会社は何らかの義務が発生するとまでは言っていない。Stevens 判事は、法廷意見が原告の機能障害 (近視) の障害該当性を否定した点のみに対して反対し、採用拒否が差別に当たるとする原告の請求の当否に対しては言及しないことを明示している⁽⁸⁸⁾。

Stevens 判事は、確かに議会は、ADA 制定時において、めがねをかけたすべての人が「切り離され孤立したマイノリティ」だとは想定していなかっただろうと言う。しかし議회가採用した「障害」の定義に従う限り、それに該当する者は、「約 4300 万人」どころか、その 2、3 倍の数に拡大されることにならざるを得ないという⁽⁸⁹⁾。条文解釈の「慣習的な手法」(customary tools⁽⁹⁰⁾) をあてはめれば、ある個人が「障害」を持つかどうかの入り口の問題は、リハビリテーション、その人自身の努力、義肢、薬と言った軽減手段を考慮しない前提で、当該個人の現在または過去の身体的状態に焦点を当てるべきである。めがねをかければ近視のような機能障害には一般的な解釈ルールを当てはめるべきではないという主張にも一理あるが、ADA が救済目的の立法であることに照らせば、狭量な (miserly) 解釈ではなく寛大な (generous) 解釈を取るべきだと言う。

(87) 527 U.S. 494 (1999).

(88) 527 U.S. 513 (1999).

(89) 42 U.S.C. § 12101 (a) (1) (1990). Stevens 判事は、議会はこのような帰結を予期せず、「近視眼的立法」(legislative myopia) を行っただけという。

(90) 527 U.S. 495 (1999).

Stevens 反対意見は、まず、「議会が明らかに保護対象としようと思図していた者」について、機能障害の影響が軽減されていない状態、あるいは軽減された状態のどちらに焦点を当てて判断すべきなのかという問いを立てる。結論的には前者によって判断すべきであると言うが、それを受けて次に、その一般原則は「深刻でない、些細な機能障害」(minor, trivial impairment⁽⁹¹⁾)とされる者」に対しても適用すべきなのかどうかを検討する。ここで言う「深刻でない、些細な機能障害」が、本件で争点となっている近視に当たる。

以下、この二つの問いを順に見ていく。その上で、法廷意見で言及された「個人に対する審査」(individualized inquiry) に対する Stevens 判事の反論を検討する。

4.4.1 議会が明らかに保護対象としようと思図していた者について

第一の問いについて、Stevens 判事は、まず、ADA 前文の目的規定が「(同法の) 目的は、障害のある個人に対する差別を撲滅するための、明白で包括的な国家的指示を与えること⁽⁹²⁾」と定めており、その目的のために第1編の通則が、「適格性のある障害者に対して、障害を理由として差別すること⁽⁹³⁾」を使用者に対して禁止していることを指摘する。この目的に即して、障害の定義規定の3要件は、相互に排他的な別々のカテゴリーではなく、実質的制約を伴う機能障害を持つ(あるいは持っていた)個々人がもれなく法の適用対象となることを確保するため、互いに重なり合っていると Stevens 判事は述べる。

同法が保護すべき典型例が事故や戦争で四肢を失った個々人であるとされる。義肢等、そして勇氣ある意志と治療によって、これら我慢強い人たちの多くが、平均的ないわゆる「カウチポテト⁽⁹⁴⁾」と同程度には主要な生活活動を送ることができるようになる。仮に ADA が、彼・彼女らの現在の社会参加能力のみに関心を有しているのだとすれば、これらの人々の多くの身体的機能障害は、障害とはみなされなくなってしまうだろう。また、彼・彼女らが自身のことを障害があると思っているかどうか、雇用者の多数派が彼らに職務遂行能力がないと思っているかどうかのみに着目した場合も同様である。そうした場合において彼・彼女らが義肢を理由に差別を受けた場合、ADA の法的保護を受けることができなくなってしまう。しかし、議会がこうした義肢を用いる人たちを保護することを意図していたことは明らかだと Stevens 判事は述べる。すなわち、障害の有無は、機能障害の生活活動の影響に対する義肢という軽減手段を考慮することなく、判断されるべきであるという。Stevens 判事は、3つの法解釈をもとにこの結論を導く。

(91) 527 U.S. 496 (1999).

(92) 42 U.S.C. § 12101 (b) (1) (1990).

(93) 42 U.S.C. § 12112 (a) (1990).

(94) 527 U.S. 497 (1999).

第1に、障害の定義規定の条文の解釈である。Stevens判事は、「3要件の条文が一体となつて⁽⁹⁵⁾」、議会がこうした人たちを保護することを意図していたことを明らかにすると言う。法廷意見は、軽減手段によって主要な生活活動が送れる人に対しては、要件Aは「直説法現在形の動詞⁽⁹⁶⁾」が使われていることから適用できないとした。また法廷意見は、個人の「現在の（潜在的なものでも仮定的なものでもない）⁽⁹⁷⁾」状況及び「広い範囲の職から排除されている⁽⁹⁸⁾」かどうかによって、要件B及びCの該当性も否定した。しかしStevens判事の考えでは、例えば、義肢を「理由として」使用者が採用を拒否したが、義肢が当該職務に全く影響を及ぼさない場合、当該使用者はADAに違反する差別を行ったこととなる。要件B（障害の記録）の存在を考えれば、議会が矯正・軽減された機能障害の状態のみに関心を有していたわけではないのは明らかであると言う。法廷意見のように、ある人の「現在」あるいは「現実の」状態が実質的に損なわれている場合にのみ障害がある⁽⁹⁹⁾というのなら、かつては障害があったが現在は完全に機能障害が回復している者を保護対象に含める理由はないのではないか。Nassau判決⁽¹⁰⁰⁾によれば、要件Bは、以前深刻な聴覚障害があったが、すでに完全に治癒した人を保護している。他方法廷意見は、補聴器を今でも着用している人は保護対象ではないとしている。この2点を合わせると、機能障害が完全に治癒した人は保護対象だが、単に治療できるというだけの人はそうではないという矛盾した事態を招くとStevens判事は述べる。

第2に、立法資料を参照することによって、議会の意図を明らかにしようとする。「条文の文言の意味に仮に疑問があるとしても、立法過程を参照することでその不明確さは取り除くことができる⁽¹⁰¹⁾」とされる。Stevens判事は、ADA法案に関連する委員会報告を参照して、補助手段を用いることによってのみ主要な生活の活動のすべてを行うことのできる人を保護することを議会が意図していたことは明らかであるとした。

第3に、本件では、ADAを施行しているEEOC・司法省・運輸省の解釈に敬讓すべきだとする。連邦最高裁は、「制定法の機構を実行するのに極めて重要な役割を果たしている」行政機関による解釈を伝統的に尊重してきた。少なくとも、こうした解釈は「経験や根拠に基づいた判断の総体を構成する」ものであり、付加的な指針として当裁判所が適切に依拠す

(95) 527 U.S. 498 (1999).

(96) 527 U.S. 482 (1999).

(97) 527 U.S. 482 (1999).

(98) 527 U.S. 492 (1999).

(99) 527 U.S. 482 (1999).

(100) School Board of Nassau Country, Florida, et al. v. Arline. 480 U.S. 273 (1987).

(101) 527 U.S. 499 (1999).

ることができる⁽¹⁰²⁾。Stevens 判事は、これら行政解釈も、さきほどの条文解釈から得られた結論を裏付けているという。すなわち、ADA は、一般的には、矯正可能な機能障害を持つ人も保護していると解釈すべきだというのである。

4.4.2 「深刻でない、些細な機能障害」(minor, trivial impairment) のある者について

続いて上の第二の問いについて、Stevens 判事は、原告の近視を「深刻でない、些細な機能障害」だと考えている。四肢を失った人のような議会が明らかに保護する意図があった人たちとは異なり、これら近視の人は、「簡単で、安価な対処法」(めがね)によって、「全体として、かつ相対的に永続的に、すべての症状をコントロール可能に」することができる⁽¹⁰³⁾。議会は当初、後者のような人を ADA によって保護することを意図していなかった。議会が特に念頭に置いていた事実は「切り離され孤立したマイノリティ」の保護であり、その集団の規模は「約 4300 万人のアメリカ人」だと見積もっていた。そのことを理由に、上の一般的解釈に反して、議会がおそらく考えていなかったような機能障害は排除するという解釈を取るべきかという問いを Stevens 判事は立てる。

まず、Stevens 判事は、本件で原告の近視が障害に該当することによる法効果を確認する。すなわち、原告が障害を持つと認定されても、直ちに原告の請求が認められ、被告航空公司に何らかの義務が発生するわけではない。原告はさらに、使用者が当該機能障害を「理由として」当該行為を行ったこと⁽¹⁰⁴⁾、及び原告が「合理的配慮の有無にかかわらず」、国際線パイロットの職務の「本質的機能 (essential function) を遂行する」ことができること⁽¹⁰⁵⁾、の 2 点を示さなければならない。また、使用者側は、0.2 以上の裸眼視力という採用にあたっての資格要件が「職務関連性があり、仕事に必要性がある」こと、または原告の視力が健康と安全性への脅威となりうることを示せたら、免責される⁽¹⁰⁶⁾。したがって、本件で議論すべきなのは、(原告が職務への「適格性」(qualified) を証明できたと仮定して) 裸眼視力を理由とした採用拒否を合理的に説明する義務が被告にあるのか、あるいは、仮に被告航空会社が非合理的な不安やステレオタイプに基づいて原告の採用を拒否しているのだとしても ADA はそれを許容しているのかどうかという点にすぎない。

Stevens 判事は、差別禁止法一般について、連邦最高裁は、条文の主要な禁止事項から外

(102) 527 U.S. 502 (1999). ここで、Stevens 判事は、行政解釈への敬讓に関する判例である、Skidmore v.

Swift & Co., 323 U.S. 134 (1944). を引用している。詳細については後述する (5.2.1)。

(103) 527 U.S. 496 (1999).

(104) 42 U.S.C. § 12112 (a) (1990).

(105) 42 U.S.C. § 12111 (8) (1990).

(106) 42 U.S.C. § § 12113 (a), (b) (1990).

れた位置にある個々人の集団や差別のタイプに直面したとき、たとえ法制定時の議会の意図を超えていたとしても、「同じくらい不正なもの」(comparable evils⁽¹⁰⁷⁾)も保護対象に含むものとして条文を解釈してきたと言う。その具体例として、1964年公民権法第7編を挙げる。同法の施行時には専らアフリカ系アメリカ人への差別が問題とされていたが、ヒスパニック系アメリカ人やアジア系アメリカ人を保護対象から排除する解釈はおよそ正当化できないというのである。

この「同じくらい不正なもの」というアプローチの下では、視覚に関する機能障害は、聴覚に関する機能障害やその他の医学的にコントロール可能な状態と同じ基準によって判断されなければならない。ADAの目的に照らせば、採用と解雇の判断を行う使用者は、例えば0.2以上の裸眼視力がなぜ職務における正当な資格要件たり得るのかを明確にする必要があることは自明だとされる。

ただし、Stevens判事は、青い目、変形した指の爪、6フィート(約180センチ)以上の身長といったものによる差別もADAが禁止していると解釈すべきだというつもりはないと言う。それらは仮に「機能障害」に当たるとしても、何ら生活活動の制約になるものではない。視力についても、めがねで矯正される視力が全て機能障害となるものではないが、裸眼で0.1以下であれば生活活動への実質的制限たりうると言うのである。

4.4.3 個人に対する審査について

Stevens判事は、法廷意見が繰り返すお題目(mantra)である「個人に対する審査」(individualized approach)からも、障害の軽減手段を考慮するべきではないということにはならないとする。機能障害を矯正していない状態で障害該当性を判断するということは、当該個人の能力を様々な異なった状態において審査することを要求しているのであって、同様の状況にあるすべての人たちの能力を調べることではないと反論する。本件について言えば、めがねをかけた状態の原告の視力を個別にテストすることは、彼女たちにめがねをとってもらってテストするのと同じ程度に容易であると言う⁽¹⁰⁸⁾。

Stevens判事は、むしろ法廷意見が言う矯正視力に基づく審査方法の方が、個々人を「集団」(group)の一員として扱うことになるとして批判する。法廷意見の審査方法によれば、使用

(107) 527 U.S. 505 (1999).

(108) めがねについてはこのような審査が確かに可能だろう。しかし、「降圧剤を服用していない状態の高血圧症」や「インスリンを注射していない状態の糖尿病」の生活活動への影響を検討するために、申立人に降圧剤やインスリンをやめてもらうことはできない。これらの場合は結局、高血圧症や糖尿病が一般的にどのような病態なのか、どのような生活への影響があるのか、と言った一般的・医学的な審査しかできないのではないか、という疑問がある。

者は、裸眼視力が 0.2 より小さいすべての人を、その人たちの職業適性や機能障害を克服することができる能力の多寡を考慮することなく、採用拒否が許容されてしまう。薬で症状をコントロールできているてんかんや糖尿病の人たちや、義肢によって効果的に機能回復した人たちについても同様である。

また、法廷意見が、義肢やてんかんのような機能障害のある人たちの大部分は、「矯正手段を用いたとしても」実質的な制約を受けているのだから、そうした人たちは ADA の下で保護されると述べた点も批判する。矯正手段の有無にかかわらず実質的な制約を受ける人たちがいることは確かであるが、議会がそうした人を保護しようとしたのは、通常、彼・彼女らは、実質的な制約を受けていないのに「そうした人たちが社会に参加したり貢献したりするための能力をまったく表さないステレオタイプの思い込み⁽¹⁰⁹⁾」の犠牲者になっているからだと指摘する。

4.5 Breyer 反対意見

Breyer 判事は、Stevens 反対意見への補足という形で、法廷意見への反対意見を述べている。

Breyer 判事は、(1) 議会がおそらくは保護することを望んでいなかった人々（通常のめがねをかけている人々）も ADA の保護下に含めるか、あるいは (2) 議会が保護したいと望んだことが確実である人々（補聴器や義肢、てんかんの薬のような矯正手段や薬を使用して効果を上げている人々）を入りの外に排除するか、いずれを制定法上の線引きとすべきかを我々は決めなければならないという。つまり、「軽減手段」の考慮の是非をめぐる解釈は、議会が当初意図していた保護対象者の外延に対して (1) 過剰包摂か (2) 過少包摂のいずれかを帰結することになるが、Breyer 判事は Stevens 反対意見に同調して、条文の文言、構造、基本的な目的及び立法過程からは (1) を選ぶことが求められるとする。

またそれに加えて、法廷意見が危惧しているような過剰包摂の問題が仮にあるとすれば、「めがねを用いている人は保護対象者に含めない」という規則を EEOC が定めれば回避できると言う。この点について法廷意見は、EEOC は障害の定義規定についての規則制定権を有するかを問題としていた。ADA が EEOC への権限の委任について定めた条文 (42 U.S.C. § 12116 (1990).) において、EEOC は「本編を執行するにあたって」「規則を定めなければならない」としており、本編とは障害者の雇用について定めた ADA 第 1 編 (42 U.S.C. § 12111~ § 12117 (1990).) のことであると法廷意見は言うのである。そして、障害の定義規定 (42 U.S.C. § 12102 (2) (1990).) は、総則に設けられている。

しかし Breyer 判事には、「本編」には、「本編」の「執行」に必要である限り、他の編の

(109) 42 U.S.C. § 12101 (a) (7) (1990).

条文も含まれうと言う。障害の定義規定の物理的な位置は、法律の本質や目的ではなく、単に法律の草稿や様式を反映しているにすぎないからである。したがって、EEOC が障害に関する行政解釈を規則で設けたとしても、それが先行する制定法の定義や他の執行機関の解釈と矛盾しない限りは、EEOC のそうした規則制定権限を否定する意図を議会が有していたと信じる根拠はないとしている。

5 Sutton 判決の法解釈方法論

本節では、Sutton 判決でなされた障害の定義規定の解釈をめぐる対立を法解釈方法論の視点から分析する。先述したように法廷意見は、原告が主張し EEOC の手引きでもとられている法解釈を、条文の「基本的な意味」に反する解釈として退け、その際、行政解釈に対する敬讓を問題にしない。Stevens 反対意見はこれらいずれについても反論する。以下ではこの対立について、(1) 法解釈方法論における textualism と intentionalism の立場の対立、及び (2) 行政解釈の審査方法における裁判所による行政機関への敬讓理論の観点から分析する。もっとも、これら法解釈方法論をめぐる対立の一般的内容については先行研究に従い、本稿は新たな内容を付け加えるものではない。ADA の保護対象者の外延を定めようとする議論の中で、法解釈方法論がどのような役割を果たしているのかを検討することが本稿の目的である。

5.1 手引きの解釈の妥当性の審査— textualism と intentionalism

法解釈方法論をめぐる法廷意見と反対意見の第一の論点は、はアメリカの法学における法解釈の手法である textualism と intentionalism の対立に関するものである。

福永実によると、textualism とは、「制定法解釈の目的は法文の意味を明らかにすることと考える立場であり、文法的解釈原則として明白な意味の原則 (plain meaning rule) を重視する立場」である⁽¹¹⁰⁾。また、福永は textualism に関する Eskridge の見解を引用して、「1) 制定法解釈の対象は制定法の文言についての「通常の用法」であり、その際、法の構造や言語的解釈準則といった「コンテキスト (文脈)」に着目する、2) それらにより制定法の文言の明白な意味が認識できるなら、それ以上に制定法の目的や行政解釈、特定の結論を推定させる実体的解釈準則 (substantive canon) に依拠した解釈作業を不要とする、3) 立法資料については、たとえ法文が曖昧であっても、また解釈の正当性を確認する用途であっても、利

(110) 福永実「行政法教育と制定法解釈」広島ロー 10 号 239 頁。参照、福永「アメリカにおける制定法解釈と立法資料 (3)」広法 39 巻 2 号 77 頁。

用を禁止する」と述べている⁽¹¹¹⁾。他方、*intentionalism*とは、「一般に制定法の文言は様々な理由で曖昧 (*ambiguity*) であるから、制定法解釈の妥当性を図るため、文言解釈に続けて立法資料を「確認的に (*confirmatory*)」用いる立場である」と言う。

5.1.1 法廷意見の *textualism*

法廷意見を執筆した O'Connor 判事は、以下のような箇所では *textualism* の手法をとっている。

第1に、ADA の条文の「実質的に制約する」(*substantially limits*) の文言が「直説法現在形の動詞で表現されている」ことに注目している点である。そこから、「(潜在的にあるいは仮定的ではなく)、現在において」実質的に制約されていることを要求すると解釈すべきであるとしている⁽¹¹²⁾。この解釈は軽減手段を考慮せずに障害該当性を判断すべきであるとしていた EEOC の手引きにおける解釈を否定するものであるが、行政解釈への敬讓との関係については後述する (5.2.3.1)。

第2に、ADA の事実認定において用いられている「約 4300 万人のアメリカ人」の文言をあげて、この数字は軽減手段を考慮せずに障害該当性を判断すべきとする原告の主張とは矛盾するとしている点である。「正確な出典は明らかではないが、4300 万という数字は、その機能障害が服薬や他の手段によって概ね矯正されたものは ADA の意味における「障害を有する」(*disabled*) ではないという理解を反映している」⁽¹¹³⁾と言う。矯正された機能障害も「障害」に含めると、4300 万人よりはるかに大きい数字になるはずだといっているのである^{(114) (115)}。

第3に、要件 C の解釈において、「実質的に制約する」の文言の意味を一般的な英語辞書に依拠して解釈する点である。すなわち、辞書的な意味で「実質的に」は、「かなりの」あるいは「明確にされた大きな程度」を意味していることを一つの根拠として、「少なくとも原告が広い職種において働くことができないこと」が要求されているとしている⁽¹¹⁶⁾。

(111) 福永実「アメリカにおける制定法解釈と立法資料 (6)」広法 40 巻 4 号 186-187 頁。

(112) 527 U.S. 482 (1999)。

(113) 527 U.S. 486 (1999)。

(114) 527 U.S. 487 (1999)。

(115) なお、Parmet は、O'Connor 判事が、要件 A「実質的制約」の解釈における軽減手段の論点では *textualism* の手法をとって委員会報告書等の立法史の参照を否定するのに対して、事実認定の「4300 万人」の論点においては立法史 (ADA の事実認定) を参照しているのは方法論的に一貫していないと批判する。Wendy E. Parmet, *Plain Meaning and Mitigating Measures. Judicial Construction of the Meaning of Disability*, in: Krieger, *supra* note 6, at 122, 139-140. このことは、*textualism* において参照できる資料の範囲がどこまでか、事実認定 (制定法の条文の一部である) と議会の委員会報告書等を区別できるかという問題となるだろう。

(116) 527 U.S. 491 (1999)。

5.1.2 Stevens 反対意見の intentionalism

反対意見を執筆した Stevens 判事は、intentionalism⁽¹¹⁷⁾ の立場から、立法資料を参照する。

Stevens 判事は、まず ADA の条文の合理的解釈として、「ある人が現在、主要な生活活動が「機能的に」制約されているかどうかを審査するのではなく、現在あるいは過去に、矯正する前の状態で、その人を実質的に制約するあるいはしていた機能障害が存在することかどうかのみを審査するように解釈するのが相当である」とする⁽¹¹⁸⁾。

その上で、「条文の文言の意味に仮に疑問があるとしても、立法過程を参照することでその不明確さは取り除くことができる」として、ADA 法案に関連する委員会報告書（上院報告書、下院司法委員会報告書、下院教育労働委員会報告書）は全て「法の保護範囲は服薬や治療によって完全に「矯正可能」な様々な医学的状态にある個人も含むという理解への言及を豊富に含んでいる⁽¹¹⁹⁾」と言う⁽¹²⁰⁾。

5.2 行政解釈の審査手法—敬讓の要否

Sutton 判決では、EEOC が設けた行政解釈の取扱いについて、法廷意見、Stevens 反対意見、Breyer 反対意見がそれぞれ異なる見解を述べている。争点となったのは、障害該当性の審査における軽減手段の考慮の可否に関する「手引き」の解釈であった。端緒となったのは原告の主張であり、原告は、ADA の条文は直接的には軽減手段の問題には言及していないことを指摘し、裁判所は執行機関である EEOC が示した手引きに敬讓すべきであると主張した。それに対して被告は、手引きが条文の「基本的な意味」(plain meaning) に反している以上、それに敬讓すべきではないと反論した。

Sutton 判決において、手引きへの敬讓を要するとしたのが Stevens 反対意見である。他方、法廷意見は、手引きへの敬讓の要否には言及しないとしたが、軽減手段に関する手引きの解釈は誤っていると判じて原告の主張を退けている。

一般に、行政機関が法解釈を示す行為形式には、立法規則と解釈規則の二つがある。ある

(117) 福永は、intentionalism に好意的な論者として Stevens 判事、Breyer 判事を挙げている。福永実「アメリカにおける制定法解釈と立法資料 (4)」広法 40 卷 2 号 222 頁。奈須は、Stevens が「法令解釈において厳格な文言解釈を批判し、立法の制定過程を積極的に参照してきた」とする。奈須祐治「ジョン・ポール・スティーヴンス」山本龍彦／大林啓吾編『アメリカ憲法の群像—裁判官編』(尚学社、2020 年)、253-269 頁、257 頁。

(118) 527 U.S. 499 (1999)。

(119) 527 U.S. 501 (1999)。

(120) なお、本文で述べたように、Stevens 判事は立法資料を参照しなくても軽減手段を考慮すべきではないという解釈が示されるとしており、原告の障害該当性を認める結論にとって、intentionalism の方法論がどの程度意味があったのかは不明である。

行政解釈が立法規則と解釈規則のいずれに分類されるかは、議会による規則制定権の委任の有無などによって区別される。手続的には、連邦行政手続法 (「APA」) § 553⁽¹²¹⁾ がそれぞれについて定めており、立法規則は同条の定める告知・コメント手続 (notice and comment procedure) を経なければならないのに対して、解釈規則は同条の適用除外とされている⁽¹²²⁾。

行政解釈の司法審査にあたっては、立法規則と解釈規則で異なる審査基準を判例が示している。時系列的には、先に解釈規則について述べた Skidmore 判決 (1944)⁽¹²³⁾ が示され、その後に立法規則について述べた Chevron 判決 (1984)⁽¹²⁴⁾ が示された。いずれも、行政解釈への敬讓の要否についての一般的な基準を示している。Sutton 判決当時 (1999) には、Chevron 判決及び Skidmore 判決が行政解釈の審査手法に係る先行判例として存在していた。したがって、以下ではまず、Skidmore 判決及び Chevron 判決の概要を確認した後に、Sutton 判決でその枠組みがどのように用いられたのか・用いられなかったのかという点から、EEOC の手引きの取扱いについて検討したい。

5.2.1 Skidmore 判決の概要⁽¹²⁵⁾

Skidmore 判決において問題となったのは、公判の中で争点となった事柄についての解釈を示していた、「解釈公報」の法的効果であった。解釈公報は、賃金及び労働時間問題に関する行政庁である労働省賃金時間課長が作成したものである。賃金時間課長は、公正労働基準法の適用に関する第一次的判断を示すために議会が創設した行政庁であるが、公正労働基準法自体は、賃金時間課長に立法規則を制定する権限は授權していない。したがって、解釈公報は、解釈規則に分類されることとなる⁽¹²⁶⁾。

解釈公報について裁判所は、「賃金時間課長の判定や解釈や意見が、その権威によって裁判所を拘束する (controlling) ものではないが、経験と見識ある判断が集積したものである」と解する。したがって裁判所や訴訟当事者はこうした判断を指針として援用することができる。ある特定の事件でこうした判断がどのような重みを持つかは以下のような諸要素にかかっている。すなわち、検討が徹底的になされているか、理由付けが有効か、前後の見解と

(121) 5 U.S.C. § 553.

(122) 宇賀克也『アメリカ行政法 (第2版)』(弘文堂、2000年) 68頁。

(123) Skidmore v. Swift & Co. 323 U.S.134 (1944).

(124) Chevron v. National Resources Defense Council. 467 U.S. 837 (1984).

(125) 常岡孝好「解釈規則 (interpretative rule) について」『行政法の発展と変革 (上)』(有斐閣、2001年) 511頁、536頁、海道俊明「行政機関による制定法解釈と Chevron 法理 (1)」神戸66巻3・4号65頁、80頁。以下、Skidmore 判決については、専ら両論文に依拠して記述する。

(126) この点について参照、常岡・前掲注 (125) 542頁注 (85)、海道・前掲注 (125) 82頁注 (47)。

一貫しているか、拘束力がないとしても、その他の説得力を与える諸要素があるかどうかである」⁽¹²⁷⁾と判示した。すなわち、解釈公報は、議会から規則制定権の委任を受けていない解釈規則である以上、裁判所への法的拘束力は持たない。しかし、解釈規則に裁判所を「説得」するための諸要素があるのならば、裁判所は、解釈規則に敬讓して問題を処理することもありうる。

注意しなければならないことは、解釈規則自体に法的拘束力があるというわけではなく、その説得力に鑑みて裁判所が認めた場合にのみ、法的拘束力が付与されるということである。そのため、裁判所は、解釈規則の内容が法的に正当ではないと判断した場合には判断代置をすることができる。

5.2.2 Chevron 判決の概要⁽¹²⁸⁾

Chevron 判決において問題となったのは、立法規則として制定された所管行政機関の法解釈である。当該法解釈が議会の意図に対して妥当であるかが争点となり、裁判所は以下のよう

に判示した。

「裁判所が行政機関の制定法解釈を審査する場合、二つの問題に直面する。一つは、議会が争点となっている当該問題（precise question at issue）について直接述べているかどうかである。議会意図が明らかであれば、問題はそこで終了する。なぜなら、行政機関と同様に裁判所も、一義的に（unambiguously）表明された議会意図に効力を与えねばならないからである。しかしながら、もし議会が当該問題について直接的に対処していないと裁判所が判断すれば、裁判所は、単純に独自の法律解釈を押しつけはしない。それは、行政解釈が何ら存在しない場合になされるものである。特定の争点につき法律が沈黙するか曖昧である場合に裁判所が問題とすべきは、行政解釈が許容可能な解釈（permissible construction）か否かという点である⁽¹²⁹⁾」

(127) 323 U.S.140 (1944).

(128) 筑紫圭一「アメリカ合衆国における行政解釈に対する敬讓型司法審査（上）」上法48巻1号113頁、121頁。筑紫「米国における行政立法の裁量論（3）」自研86巻10号101頁、海道・前掲注（125）93頁。以下、Chevron 判決については、専らこれら先行研究に依拠して記述する。同判決に関する日本語文献について海道・同上66頁注（3）掲記のものに加えて、角松生史「行政法における法の解釈と適用に関する覚え書き」『小早川光郎先生古稀現代行政法の構造と展開』（有斐閣、2016年）383-400頁（394-396頁）、辻雄一郎『シェブロン法理の考察』（日本評論社、2018年）、高橋正人『行政裁量と司法審査論』（晃洋書房、2019年）104頁以下。

(129) 467 U.S. 842-843. 訳文は海道・前掲注（125）94頁に依拠した。

Chevron 判決により示された行政解釈の審査方法は二段階テストとして定式化されている。すなわち、裁判所は、1) 争点について議会意図が明確かどうか⁽¹³⁰⁾を判断し、明確であれば議会意図を実現する。2) 議会意図が不明確であれば、許容可能な解釈である限り、裁判所は行政解釈を尊重する。

Chevron 判決の二段階テストは、当該行政解釈が立法規則として議会から規則制定権を委任されているため、行政解釈が裁判所の解釈に優位すると根拠づけられている。この規則制定権の委任は、明示的である必要はなく黙示的委任で足りるとされている。そのため、多様な表示形態のある行政解釈につき、どのようなものが規則制定権の明示的ないしは黙示的な委任があり、立法規則とされるのかが問題となる。この点、Sutton 判決より時間的に後になる Mead 判決では⁽¹³¹⁾、規則制定権の委任は様々な方法で示されうるとする。告知・コメント手続のような比較的フォーマルな行政手続が定められていればそのような委任を一般的に推定できるが、「我々は時折、そうした行政手続が義務付けられていない場合にも Chevron 型の敬讓の根拠を見出してきたから、本件の関税分類がフォーマルな手続の所産でないという事実だけでは、Chevron 原則の適用を禁ずることにはならない。」として、議会意図の別の証拠などから委任を見出す可能性も認めている。

5.2.3 Sutton判決における行政解釈の審査手法

Sutton 判決で争点となったのは、障害該当性の審査における機能障害の影響の軽減手段の考慮の可否である。障害の定義規定は総則に定められてあり、ADA の全編に共通する。この定義規定につき ADA 第1編の執行機関である EEOC は、「手引き」という形式で行政解釈を示している。先述の通り、手引きの取扱いについて法廷意見、Stevens 反対意見及び Breyer 反対意見で見解の相違がみられる。

5.2.3.1 法廷意見

法廷意見は、EEOC に限らず ADA のすべての執行機関について、障害の定義規定の解釈に関する規則制定権が与えられていなかったと認定する。つまり、手引きが解釈規則であることを明示したことになる。そのうえで、手引きの「説得力」(persuasive force) につい

(130) 「議会意図が明確かどうか」をめぐる議論について、筑紫・前掲注 (128) 上法 48 卷 1 号 127 頁、自研 86 卷 10 号 106 頁、海道前掲注 (125) 95 頁を参照した。

(131) *United States v. Mead*. 533 U.S.218 (2001). 当該箇所訳文は、筑紫・前掲注 (128) 上法 48 卷 1 号 135 頁に従った。同判決について参照、瀧圭吾「Chevron Step Zero とは何か」学習院 50 卷 1 号 173 頁、179 頁、辻・前掲注 (128) 30 頁、高橋・前掲注 (128) 129 頁、高橋正人『行政裁量と内部規範』(晃洋書房、2021 年) 51 頁。

て両当事者の争いがあることを認めつつ、ここで敬讓の要否を判断する必要はないと述べた⁽¹³²⁾。

法廷意見は、結論的には被告の主張を支持し、軽減手段を考慮せずに障害該当性を判断すべきとする手引きの解釈は ADA の条文に矛盾していると判じた。被告側は、手引きの解釈は条文の「基本的な意味」に反しているため、裁判所は敬讓すべきではないと主張していた。

注目すべき点は、法廷意見は、先行判例である Chevron 判決と Skidmore 判決のいずれも引用していないことである。解釈規則の司法審査の枠組みを示した Skidmore 判決に従えば、解釈規則に説得力がある場合には敬讓を要することになるが、法廷意見は敬讓の要否を判断する必要はないとした。したがって、法廷意見は、敬讓の要否の判断をするまでもなく、手引きの解釈は条文の基本的な意味に反するものであるため採用の余地がない、したがって裁判所が判断代替すべきだと考えたのだと思われる⁽¹³³⁾。

5.2.3.2 Stevens 反対意見⁽¹³⁴⁾

Stevens 反対意見は、障害該当性の判断において軽減手段を考慮すべきではないという結論をまず述べたうえで、その根拠の一つとして同様の解釈を示す手引きに敬讓する必要性を挙げるという論理構成をとっている。

Stevens 判事は、手引きへの敬讓を要する根拠として、Skidmore 判決及び関連する判決に言及している。

当裁判所は、「制定法の機構を実行するのに極めて重要な役割を果たしている」行政機関による解釈を伝統的に尊重してきた。少なくとも、こうした解釈は「経験や根拠に基づいた判断の総体を構成する」ものであり、付加的な指針として当裁判所が適切に依拠することができる⁽¹³⁵⁾。

(132) 527 U.S. 480 (1999).

(133) 法廷意見が Chevron 敬讓について一切言及していないことの意味について、White は (1) 議会は行政機関に障害の定義に関する規則制定権を一切与えていないからそもそも Chevron の射程外である (2) Chevron は適用されるが、第一段階のテスト (制定法の文言の明確な意味) で答えがすでに出ている (3) Chevron は適用され、制定法の文言の意味は不確定であるが、行政機関による解釈は不合理なものとして退けられたという 3 つの読みの可能性を示した上で、法廷意見は (2) のように理解し、Chevron の射程に関する判断を避けたと理解する。Rebecca H. White, *Deference and Disability Discrimination* (2000), 99 Michigan Law Review 532, 564-565.

(134) 奈須・前掲注 (117) 263 頁は、Stevens 判事の方法論の一つの柱として、各政府機関への敬讓を指摘する。

(135) 527 U.S. 501-502 (1999).

Stevens 反対意見も、法廷意見と同様に Chevron 判決—同判事自身が法廷意見を執筆した判決であるが—には特に言及していない。おそらくそれは Stevens 判事も障害の解釈についての規則制定権はいかなる執行機関にも与えられておらず、したがって手引きが解釈規則であることを前提にした上で、Skidmore 法理に則って、解釈規則である手引きの尊重を求めたものであると考えられる。

5.2.3.3 Breyer 反対意見

Breyer 反対意見は、EEOC は障害の定義規定に関する規則制定が可能だと言う。その根拠として、本件定義規定の物理的な位置は、法律の実質的目的ではなく単に条文作成や全体構成上の目的を反映しているに過ぎず、そして、ADA について言えば、第 1 編の執行にあたり障害の定義規定の解釈が必要であるならば、先行する制定法の定義や他の執行機関の解釈と矛盾しない限りにおいて、EEOC の規則制定権を否定する意図を議会が有していたと信じる理由はないとする。すなわち、Breyer 判事は、議会が EEOC に障害の定義規定に関する規則制定権を委任していたものと考えていたことになる。

ただし、Breyer 判事は、法廷意見と同様に、Chevron 判決及び Skidmore 判決のいずれにも言及しておらず、EEOC の規則への裁判所の敬譲の要否に関して、どのような見解を有していたかは不明である。

5.3 考察

上では textualism と intentionalism の対立及び行政解釈への敬譲の要否という論点に関する法廷意見と反対意見の立場を検討した。

まず、第一の論点について。Parmet は、そもそも法廷意見で O'Connor 判事が前提としているほど、ADA の文言は明確であるとは言えないと言う。直説法現在の動詞、「当該個人の」、「4300 万人」といった点についても別の解釈も可能だと言うのである。Parmet は、以下のよう

に述べている。

文言それ自体は、軽減された状態で判断すべきかという問いに対して明言していない。このような曖昧さからすれば、textualism がそれを採用する裁判所が取る帰結を必然的にしているわけではない。むしろ、認容に値しない (nonmeritorious) と裁判所が考える請求を、summary judgment 段階で処理してしまうために textualism が用いられているだけではないか。textualism は、立法史と EEOC の手引きを無視するための便利な道具として機能したに過ぎないという見方も可能だろう。言い換えれば、ADA に基づく請求に懐疑的な保守的な法律家が、彼・彼女らがあらかじめ心に抱いている法的結論を単に正当化する目的で textualism を用いていることもありうるの

ある⁽¹³⁶⁾

Parmet はさらに続け、実は裁判官は、**disability** という語自体の日常的・基本的な意味 (common or plain meaning) に依拠しているのではないかと言う。

Sutton における O'Connor のように、彼・彼女ら (引用者注: textualist の裁判官) は条文のあちこちの部分を参照するが、実際に結論を導いたのはそれらの文言ではなく、**disability** という語それ自体なのではないか。Textualist にとっては文理に忠実であることが最高の価値なのではなく、「ADA の条文がどのように言おうと、**disability** の意味は明白であって、それは近視やその他のコントロールされた (心身) 状態を含まない」と彼・彼女らは考えているのではないか⁽¹³⁷⁾

この点に関して、Parmet が ADA の文言が必ずしも明確でないと論じている点は妥当であるように思われる。例えば、軽減手段の考慮の是非に関しても、Stevens 判事が「個人に対する審査」に関して、めがねを外して審査をすればいいのだと一定の根拠を示して反論していることから分かるように (4.4.3)、軽減手段を考慮すること／しないことのいずれが障害の定義規定の解釈として適切であるのか、一義的に判断することは難しい。そうであるならば、Parmet が言うように、何らかの法的結論が先行しており、それを正当化するのに textualism を利用しているという見方にも、一定の説得力があるように思われる。

第二の論点である行政解釈への敬讓との関係で、EEOC の規則制定権が問題になる。上で見たように、Breyer 反対意見は、ADA の総則に設けられている障害の定義規定に関して EEOC が規則を設ける権限があることを肯定する。すなわち、ADA は EEOC に対して、第 1 編に関しては明示的に、その執行に必要な箇所については黙示的に、規則制定権を授権しているということになるだろう。したがって、ADA の条文の解釈から過剰包摂の問題が生じる場合は、執行機関が規則を設けることによってその問題を回避すべきであるということであった。

Breyer 判事と同様に、EEOC 等の執行機関が障害の定義規定に関して、積極的に規則を

(136) Parmet, *supra* note 115, at 122, 143-144.

(137) Parmet, *supra* note 115, at 145. 彼女は思考実験として、ADA が **disability** ではなく、英語として特定の意味をなさない語—例えば “conditionism”—といった語を使っていたらどうなっていたらどうか、と問いかける。そうすれば **disability** の口語としての意味に解釈が引け張られることはなかっただろう。しかしその場合でも、今度は「機能障害」(impairment) の plain meaning が “conditionism” の解釈に影響してしまっていたかもしれないと言う。Id. at 150.

設けるべきであると主張するのが、Bagenstos である⁽¹³⁸⁾。EEOC による規則の法的拘束力について Bagenstos は、Breyer 判事と同様に EEOC に障害の定義規定に関する規則制定権があることを確認した上で⁽¹³⁹⁾、EEOC の当該規則は、解釈規則ではなく立法規則であるので、Chevron 法理に基づいて裁判所に敬讓されるべきであったと述べる⁽¹⁴⁰⁾。

Bagenstos の見解で注目すべきなのは、ADA による保護対象者の外延を定めるための線引きを行う機関として、裁判所ではなく、行政機関が最も適しているとしている点である。Bagenstos は、マイノリティグループモデルによって障害者を捉えるが、障害者という集団の共通項として、社会によるスティグマや体系化された不利益を被っていることを挙げる。そうしたスティグマ化や不利益は、例えば雇用統計のような客観的な調査・研究によって、実態を明らかにすることができると言う。そして、調査・研究の情報の集積を取り扱う機関としては、専門知識を持つ行政機関が最適だと主張する。行政機関は、例えば「働くこと」への実質的制約について、どの程度の制約がスティグマや体系化された不利益と言うに足るのか、どの程度の不利益やスティグマが実質的制約の要件を充足するのか、そしてどのようにしてそうした機能障害の経験を持つ人々の不利益やスティグマの程度を測るのか、と言った線引きを行うことになる。しかし、こうした線引きは機械的に行うことができるものではなく、したがって、議会が法を執行するための規則制定権を委任した、政治的責任のある行政機関によって、そうした線引きが行われるべきであると言う⁽¹⁴¹⁾。

Bagenstos のマイノリティグループモデル的な障害者の捉え方は、障害の有無による線引きを否定するユニバーサルモデル的な捉え方とは真っ向から対立するものである。しかし、法の保護対象者の外延を定める責務を専門知と政治的責任を兼ね備えた行政機関に任せるべきであるという主張には一定の説得力があると考えられる⁽¹⁴²⁾。

White も行政機関への敬讓の必要性を主張する。その第 1 の根拠は、公民権法第 7 編との

(138) Bagenstos は、Sutton 判決当時の規則について、条文の文言をパラフーズする以上のものではないと評価している。EEOC 等の行政機関は、軽減手段の問題に関して規則制定権があったなら、ADA の条項を執行するのに合理的な必要性がある場合には、条文の文字通りの文言の範囲を越えた規則を採用することができただろうと言う。Bagenstos, *supra* note 21, at 496-497.

(139) *Id.* at 523, 525.

(140) *Id.* at 523.

(141) *Id.* at 520-521.

(142) ADA の事実認定におけるマイノリティグループモデル的な箇所とされる「切り離され孤立したマイノリティ」は、前述 (前掲注 (39)) のように「二重の基準」論に登場するものであり、したがって、制定法に対する司法審査密度の強化につながる概念である。そのことと、マイノリティに関する事柄であるから制定法解釈に当たり行政機関への敬讓を要するという本文の Bagenstos の主張との間には緊張関係があるように思われるが、考察は他日を期したい。

相違である。公民権法第7編はEEOCに規則制定権を与えなかったが、ADEA（雇用における年齢差別禁止法）やADAは与えている。Whiteによればそれは、人種差別やジェンダーの分類と異なり⁽¹⁴³⁾、年齢や障害の分類は不変ではないからである。我々は皆、幸運にも長く生きればADEAの保護集団（protected class）に属することになる。今はADAの保護集団のメンバーでないものであっても、潜在的にはそうだとはいえる。年齢や障害の分類の潜在的適用可能性は、それらの利益が政治過程によって保護を受けるのによりなじむものであることを示唆している。EEOCに規則制定権を与えることで議会は、政治的に責任を負う機関にADAの解釈問題を解決させる意図を持っていたかもしれないというのである⁽¹⁴⁴⁾。WhiteもBagenstos同様、上記Breyer反対意見の判示を高く評価する。

このようなWhiteの議論は、Bagenstosとは対照的に、むしろユニバーサルモデルに近い観点から行政機関への敬讓を根拠づけようとしている。また、Bagenstosの議論はどちらかといえば専門性を強調するが、Whiteは政治的答責性をより強調する点でも若干の相違がある。

BreyerやBagenstosの議論からすれば、立法規則である規則については、議会の委任に基づきそのような政治的答責性を果たしたものであり敬讓の対象となることを正当化することができるだろう。しかし解釈規則である手引きについては必ずしもそうはいえない。Bagenstosも手引きに対する敬讓は想定していないのではないと思われる⁽¹⁴⁵⁾。

この点につきWhiteは、略式規則制定手続（informal rule making）⁽¹⁴⁶⁾を経て定められた行政解釈であれば、規則であっても解釈の手引き（Interpretative Guidance）であってもChevron基準が適用される点で異ならないとする。Chevron判決の背後にある行政機関の専門性と政治的答責性の利点は、略式規則制定手続を経た制定法解釈であれば変わらないというの

(143) 今日的な観点からは人種やジェンダーの分類の不変性について疑う余地があるかもしれないが、それは別論であるし、本論文は2000年に書かれたものである。

(144) White, *supra* note 133, at 571-572.

(145) Bagenstosは、働くことについての実質的制約についての手引きの規定について、「私としては、EEOCがこのような判断を立法規則で定めるべきだと提案したい」と述べている。Bagenstos, *supra* note 21, at 530n.527.

(146) 参照、常岡孝好編『行政立法手続』（信山社、1998年）7頁以下、宇賀・前掲注（122）70頁以下、常岡『パブリック・コメントと参加権』（弘文堂、2006年）120頁以下、213頁以下。なお、中川丈久『行政手続と行政指導』（有斐閣、2000）によれば、ここでのinformalは、「正式手続（……）ではない（傍点原文、以下同じ）」という意味でのinformalであって、……正式手続の一部を省略して略式化ないし簡略化したものという関係にたつわけではない（75頁。参照、301頁。）

である⁽¹⁴⁷⁾⁽¹⁴⁸⁾。「議会が EEOC に実質的規則制定権を認めたのは、障害者に関する政策形成は、行政機関が提供すべき／できるような専門性を要求する。だとすれば、ADA の適用にあたって含まれるような政策選択については、裁判所よりも行政機関が行うことを議会が意図していたと考えることが理に適う。EEOC は問題を慎重に検討し、告知・コメント手続を経てその解釈を示したのである⁽¹⁴⁹⁾」と言う。

6 「個人に対する審査」と Ginsburg 補足意見

—マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルとの関係

6.1 「個人に対する審査」

法廷意見で要件 A の法解釈として主に問題とされたのは、下位要件の「実質的制約」を修飾する「当該人物の」と柱書の「ある個人に対して」から導かれるとされる「個人に対する審査」のあり方であった⁽¹⁵⁰⁾。

法廷意見は、手引きが軽減手段を考慮せずに「実質的制約」該当性を審査すべきであるとした解釈の誤りを指摘するために、「実質的制約」該当性は「個人に対して」審査されなければならない、その審査方法として「個人に対する審査」(individualized inquiry)が必要であると述べた。手引きの指示通りに、普段、軽減手段を用いて生活している人に対して、軽減手段を考慮しないようにして審査を行うことは、矯正されていない機能障害がどのように作用するのかという「一般的な情報」(general information)による審査を行うこととなり、「当

(147) White, *supra* note 133, at 581-583. White は、Christensen 判決 (Christensen v. Harris County 529 U.S. 576 (2000)) を根拠としてあげる。同判決について、筑紫・前掲注 (125) 上法 48 巻 1 号 131 頁。なお、この White 論文は、Mead 判決以前のものである。

(148) Sutton 判決前のものであるが、Colker は、(1) 議会が EEOC に規則制定権を与えたとき、EEOC は規則と同時に手引きを同時に公表する実務をとっていることを知っていたこと (2) リハビリテーション法 504 条の下判例における行政解釈への敬讓にあたっても両者は厳密に区別されていないことを挙げて、敬讓に当たり規則と手引きを区別すべき必要性は小さいとする。Ruth Colker, The Americans with Disabilities Act: A Windfall for Defendants. 34 Harv. C.R.-C.L. L. Rev. 99, 155, 156..

(149) White, *supra* note 133, at 586.

(150) 要件 A の下位要件である「心身の機能障害」及び「当該人物のひとつ以上の主要な生活活動」の各該当性は両当事者間で争われなかった。前者については、原告が重度の近視であり、それが「機能障害」であることは自明視されていた。後者については、法廷意見で言及された認定事実によれば、原告らは、「矯正するレンズがなければ、「事実上、車を運転したり、テレビを見たり、公共の店舗で買い物をしたりすることのような、非常に多くの活動を行うことができない」(527 U.S. 475.) とされており、両当事者ともこの点も争っていない。なお、4.2.2 で先述の通り、要件 C に関しては、「働くこと」という主要な生活活動への制約が問題となった。

該人物の現在の状態」にも基づかず、「ADAの精神」⁽¹⁵¹⁾に反すると言う。

ここで言う一般的な情報による審査が、個人に対する審査に対置されるものになると考えられる。一般的な情報による審査の具体例として、法廷意見が挙げた糖尿病の例を再度引用する。

(矯正されていない状態での判断では一引用者) 裁判所は、ほぼ確実にすべての糖尿病患者は障害を持っているという事実認定をすることになる、なぜなら、もし糖尿病患者が彼・彼女らの血糖値を測らず、またインスリンの投与をしなかったと仮定すると、彼・彼女らはほぼ確実にひとつ以上の主要な生活活動を実質的に制約されるということになるからだ。それゆえに、自身の症状が日常生活を阻害しない程度の患者は、単に彼・彼女らが糖尿病であるという理由で、障害があるとされてしまう。したがって、手引きの考え方では、個人としてではなく、同様の機能障害を持つ人たちの集団の一員として評価されることになる。これはADAの文言にも精神にも反している⁽¹⁵²⁾ (傍点：引用者)。

一般的な情報による審査とは、この糖尿病患者の例によれば、当該人物は普段インスリン注射等の軽減手段を用いながら生活しているところ、その障害該当性を審査するにあたり、普段の生活実態(「当該人物の現在の状態」)ではなく、一般的な糖尿病の病態に基づいて判断することであるのだと言える。換言すれば、個人に対する審査とは、その機能障害から一般的にもたらされる状態ではなく、当該人物に即してその日常生活に基づいた判断を要求しているものと言えるだろう⁽¹⁵³⁾。

以上をもとに、マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルの枠組みとの関係を検討する。法廷意見が障害の定義規定の柱書の解釈から導出した個人に対する審査とは、申立人が、軽減手段を利用した上で、問題となっている「主要な生活活動」に対する「機能障害」

(151) 527 U.S. 483-484 (1999).

(152) 527 U.S. 483-484 (1999).

(153) なお、Stevens 反対意見は、軽減手段を考慮する方がむしろ、個人を「集団の一員としてしか評価しない」ことを使用者に許すことになると主張する。法廷意見の立場は結局、視力 0.2 未満の者を使用者が一般的に拒否すること一個々人の具体的適格性や当該機能障害(近視)を克服する能力の程度を問わず一を認めることになるというのである。法廷意見と Stevens 反対意見の対立は、軽減手段を考慮する／しないことのどちらが真に「一般的な情報によらない個人に対する審査」にあたるかというものであるが、この点は本項の内容にはあまり関わりはなく、重要なのは、法廷意見も Stevens 反対意見も、障害該当性は「個人に対して」(“with respect to an individual”) 審査されることが必要であると考えている点である。

による制約をどの程度受けているかを判断するという、個性性の高いものであったと言える。このような審査方法は、限定的で識別可能な集団として障害者をまとめて捉えるマイノリティグループモデルとは距離がある。他方、一般的な情報による審査であれば、当該「機能障害」を持つ人々が総じて障害該当性を認められないしは否定されることになる可能性が大きい。マイノリティグループモデル的であると言えるだろう。先述した、「実質的制約」の手引きの解釈における「本質的に」(inherently) 実質的な制約となる機能障害 (≡ per se disability) とも近い考え方である (3.3.2.1 (3)) しかし、この審査方法を法廷意見は否定している。

なお、個人に対する審査に関する先行判例として、法廷意見が引用しているのが次節で検討する Abbott 判決である。結論を先取りすると、Abbott 判決の (法廷意見ではなく) 反対意見は、Sutton 判決における「実質的制約」のみならず「主要な生活活動」該当性にも個人に対する審査を要求し、また、原告の客観的状态ではなく原告の主観的意向に基づく審査を行っている。

6.2 Ginsburg 補足意見

Ginsburg 判事は、法廷意見の結論に同意しながらも、法廷意見とは対照的な障害者像を持っていると考えられる。先述したように (4.3)、Ginsburg 判事は、ADA の事実認定における「約 4300 万人のアメリカ人がひとつ以上の心身の機能障害を持っている⁽¹⁵⁴⁾」や、「障害のある個人は、切り離され孤立したマイノリティであり」、「確固とした不平等な取扱いの歴史を持つ」人々で、「我々の社会の中で政治的に無力な立場に追いやられてきた」⁽¹⁵⁵⁾という点を引用している。3.2 で分析したとおり、事実認定自体は、全体としてはマイノリティグループモデル的にも、ユニバーサルモデル的にも解釈することが可能である。しかし、Ginsburg 判事が選択的に引用した箇所は、明確にマイノリティグループモデル的であると言えるだろう。すなわち、法廷意見からはあくまで個々人とその日常生活に定位した障害者像が読み取れるのに対して、Ginsburg 補足意見からはより集団的な障害者像が読み取れる。結論においては同一でありながらも、その前提となっている障害者のイメージが乖離しているように思われる点は非常に興味深い。

なお、こうした Ginsburg 補足意見を Bagenstos は高く評価している。いわく、ADA の背景には障害者権利運動があり、そこでは障害を個人的悲劇としてではなく、社会によって押しつけられるマイノリティ集団としての地位であると捉えていた。そして、Ginsburg 判事は、

(154) 42 U.S.C. § 12101 (a) (1).

(155) 42 U.S.C. § 12101 (a) (7).

確かに障害の範囲を狭く解釈する多数意見に加わっているが、その個別意見は障害権利運動の基本原則により整合的であるという⁽¹⁵⁶⁾。

7 Abbott判決と「個人に対する審査」

7.1 ADA第3編の概要⁽¹⁵⁷⁾

Abbott判決⁽¹⁵⁸⁾は、ADA第3編の違反が争われた事案である。ADA第3編は公共施設における差別の禁止を規定したもので、一般的規則として以下の規定を設けている。

いかなる個人も、障害を理由として、公共施設において商品・サービス・施設利用・特権・利益・配慮に関する完全で平等な享受に関して、公的施設の場所を所有・賃借（賃貸）・運営する者によって、差別されてはならない⁽¹⁵⁹⁾。

この公共施設について列挙した規定の中に、病院が含まれている⁽¹⁶⁰⁾。なお、先述の通り障害の定義規定は総則として設けられているため、第3編においても同様である。

ADA第3編は、公共施設を所有・運営する主体に対して、それが商品及びサービスの「本質的変更」にならず、あるいは所有者・運営者に対して「不当な負担」とならない限りで、障害者が当該施設の提供する商品サービスを利用するために、必要な補助的な援助・サービス、あるいは当該施設の採用する方針・慣行に関する「合理的変更」を提供することを求めている。ただし、障害者が他者の身体と安全に「直接の危険」を与える場合であって、運用方針の変更や補助的手段によって当該危険が緩和されえない場合には、利用を拒否することを認めている⁽¹⁶¹⁾。

ADA第3編の救済手続きは、公民権法第2編の手続きを準用している。私人がADA第3編に基づいて訴訟を提起する場合には、差止命令・義務付け命令（インジャンクション）による救済に限定されており、金銭賠償請求は認められていない⁽¹⁶²⁾。

(156) Bagenstos, Justice Ginsburg and the Judicial Role in Expanding “We the People”: The Disability Rights Cases, 104 Columbia Law Review 49, 51-52. 以下も参照。Bagenstos, *supra* note 21, at 426.

(157) ADA第3編については、植木・前掲注(5) 126頁～130頁の記述による。

(158) *Bragdon v. Abbott et al*, 524 U.S. 624 (1998).

(159) 42 U.S.C. § 12182 (a) (1990).

(160) 42 U.S.C. § 12181 (7) (F).

(161) 42 U.S.C. § 12182 (b) (2) (A) (1990).

(162) 42 U.S.C. § 2000a-3 (a).

7.2 事案の概要

原告（被上告人）は、1986年よりHIVに感染していたが、訴訟当時に至るまで深刻な症状は現れていなかった。1994年9月16日に、原告は歯科医である被告（上告人）の診療所を訪れ、自身がHIVに感染していることを知らせたうえで、診療を受けようとした。被告は、診察をして虫歯を発見したが、自身はHIVに感染している患者には虫歯の治療を行わないという方針をとっていることを説明し、別の病院で治療を受けることを提案した。これを原告は辞退した。原告は、州法及びADA第3編⁽¹⁶³⁾に基づいて、被告が原告の障害を理由として原告を差別したと訴えた。

最高裁での審理の中で、1) 原告のHIVへの感染はADAに言う障害と言えるか、2) 原告のHIVへの感染は被告の身体と安全に「直接の危険」を与えるものであるか、という2点が争点となった。本稿では特に1) に注目する。

7.3 法廷意見と反対意見（概要）

Kennedy 判事による法廷意見は、原告について現在の障害（要件A）該当性を認めたが、Rehnquist 首席判事による反対意見（O'Connor 判事の個別意見も基本的に同意）はそれを否定する。その中で、個人に対する審査が問題になる。問題の文脈を理解するために、まず法廷意見と反対意見の概要を「心身の機能障害」、「主要な生活活動」、「実質的制約」に分けて説明する。

まず「心身の機能障害」について。法廷意見は、HIVの病態の進行の態様を説明し、HIVが感染した人の白血球に即座にダメージを与え始めること及び症状の深刻さから、HIVに感染した段階からその状態は「機能障害」に該当するとした。「機能障害」該当性については被告も認めているため、反対意見はこの点については問題にしない⁽¹⁶⁴⁾。

ついで、「主要な生活活動」について。法廷意見は、生殖活動を含む性的活動は「主要な生活活動」に該当するとする⁽¹⁶⁵⁾。同意見は、「主要な」という文言の基本的な意味は、相対的に重要性であることを意味しており……法律の定める類型（引用者注：「主要な生活活

(163) 42 U.S.C. § 12182 (a) (1990).

(164) 524 U.S. 637 (1998).

(165) 524 U.S. 638 (1998). 原告は、HIVによって制約を受ける「主要な生活活動」を生殖活動に限定して主張している。法廷意見は、「原告や複数の法廷助言者の証言から、HIVの広範な影響は感染した人のほぼすべての生活に影響を与えることが認められ、もし他の当事者が訴訟を提起していたならば生殖能力以外の主要な生活活動が制約されていると主張したであろうことはほとんど疑う余地がない」とする一方で、最高裁における裁量上訴での争点は連邦控訴裁判所で提起されたものに限られることから、生殖活動の「主要な生活活動」該当性に争点を限定する。524 U.S. 637 (1998).

動)」該当性決定の試金石となるのは、当該活動の重要性であるとされている」とする連邦控訴裁判所の判旨を引用する。その上で、生殖活動を含む性的活動は「生命活動自体の中心」に位置づけられるため、「主要な生活活動」に当たるとされる⁽¹⁶⁶⁾。これに対して反対意見は、(1) そもそも生殖活動は「主要な生活活動」に当たらないという議論に加えて⁽¹⁶⁷⁾、(2) 個人に対する審査の観点から異論を唱える。

最後に、「実質的制約」について。法廷意見は、二通りの医学的な所見に関する証拠をもとに、原告の「機能障害」が生殖という「主要な生活活動」を実質的に制約するとした。医学的な所見とは、1 点目として、子どもを持つとする HIV に感染している女性は、高い確率で相手の男性を HIV に感染させてしまうことである。2 点目として、HIV に感染している女性は、妊娠・出産を通じて、彼女の子どもに感染させる危険性があることである。これらにより、妊娠・出産が全く不可能とはならないが、疑いの余地なく公衆衛生上の危険があるという。この点が「実質的な制約」に該当すると述べた⁽¹⁶⁸⁾。しかしこの点についても、反対意見は個人に対する審査の観点から異論を唱え、法廷意見はそれに対する再反論を行っている。

7.4 「個人に対する審査」

反対意見は、その冒頭において、障害の定義規定の解釈により、ADA の保護対象者の審査には「個人に対する審査」(individualized inquiry)が必要であるとする。本件においては、連邦地方裁判所がsummary judgment⁽¹⁶⁹⁾で処理しているため争いのある主要な事実は原告の不利に扱われなければならないから、この点が特に重要であるという。

重要な点は、原告が ADA により保護される障害を持つのかどうかは、「個人に対する審査」であるということである。この点について同法は、この上ないほど明確である。§ 12102 (2) は、障害の審査が「個人に対して」なされなければならないと明

(166) この点につき被告は、人々の生活の「公的、経済的及び日常的な性格」を持つ側面のみを ADA が保護するのが議会の意図だったのであり、生殖は「主要な生活活動」に該当しないと主張した。しかし、法廷意見は、定義規定のいかなる文言も、公的、経済的または日常的な側面以外の活動は「主要な」活動には該当しないとは言っていないとして、被告の主張を退けた。524 U.S. 638 (1998)。

(167) 反対意見は、法廷意見が生殖活動は「生命活動自体の中心」に位置づけられるため「主要な生活活動」に当たるとした点について、この言明自体は否定しないが、それは当事者の生活のあり方によって決定されるものであるという。524 U.S. 659-660 (1998)。

(168) 524 U.S. 639-641 (1998)。

(169) 「正式事実審理を経ないでなされる判決」と訳される。田中英夫編集代表『英米法辞典』(東京大学出版会、1991年) 826頁。

確に述べている。これで十分に明確でないというのであれば、さらに ADA は、機能障害により制約されていると主張されている「主要な生活活動」が「当該人物の」それであればならないということを要件として要求している^{(170) (171)}。

反対意見は、「機能障害」該当性に対しては異論を唱えないが、「主要な生活活動」、「実質的制約」については、「個人に対する審査」の観点から、法廷意見に反対する。

まず「主要な生活活動」については、法廷意見が「生殖活動が主要な生活活動であるかどうか」を問題としていたことを取り上げ、これだけでは「当該人物」についての審査がなされていないと指摘する。仮に生殖活動が主要な生活活動に含まれるとしても⁽¹⁷²⁾、本件で問題となるのは、原告の主要な生活活動に生殖活動が含まれるのかどうかであると言う。この点につき反対意見は、原告の立証不足を2点指摘する。第1に、原告が HIV に感染する以前においても、原告にとっての主要な生活活動に生殖活動が含まれていた証拠はないという。調書から分かるのは、原告は HIV に感染したことによって自分自身にどのような影響が及ぶのかを知った後で、子どもを持たないことを決めたということだけである。すなわち、HIV に感染する前には原告は子どもを持つとしていたが、HIV の感染によってできなくなったとは立証されていない。第2に、原告が HIV に感染しなかったと仮定して、それならば原告は子どもを持つとしたのかということについての決定的な証拠もないとする。さらに、原告が最高裁に提出した証拠においても、原告は、生殖活動が「彼女にとっての主要な生活活動」であるという言明を避けていることも指摘する。以上により、反対意見は、原告にとっての、生殖活動の「主要な生活活動」該当性を否定した⁽¹⁷³⁾。

次に「実質的な制約」について。反対意見は、無症候性 HIV は性交渉・妊娠・出産を不可能とするものではないとする。ある人が HIV に感染していることを理由として妊娠・出産をしないことを選択したとして、それは「自主的な選択」(voluntary choice)であり、そのような「自主的な選択」が「制約」を構成することは、文言によっても条理によっても判例法によっても支持されないと述べる。法廷意見は、ADA は主要な生活活動を「全く行うことができない」ことではなくそれに対する「実質的制約」を要求していることを指摘するが、反対意見は、そのように解釈する点については同意する。しかし、原告について言えば、生殖活動等を「全く行うことができない」ことを示していないのみならず、そうした活動をどのような意味で「よりできない」(less able) ことになっているかも説明できていない

(170) 障害の定義規定の条文については、前掲注 (45) 及び対応する本文参照。

(171) 524 U.S.657 (1998)。

(172) 前述のように、この点についても反対意見は異論を唱えている（前掲注 (167)）。

(173) 524 U.S. 658-659 (1998)。

とした。

ここで反対意見は、「実質的な制約」該当性についての原告の証言に言及する。原告は、自身の無症候性 HIV のために生殖活動が不可能となっている理由として、子どもを養育するのに十分な程度に長生きできそうにないと主張した。この点に対して ADA の文言は、主張されている機能障害が主要な生活活動を実質的に「制約している」（現在形）場合のみ、障害該当性を認めるのであると反対意見は解釈する。したがって、無症候性 HIV 自体は、出産や子どもの養育に必要な事項を「現在」制約しているわけではないとして、「実質的制約」該当性を否定した⁽¹⁷⁴⁾。

この通り、反対意見は、「自主的な選択」によって生殖活動をしていないことは「実質的制約」とはならないとする。これに対して法廷意見は、障害該当性の判断は「個人的な選択」（personal choice）によって決まるものではないと反論する。機能障害に起因する実質的な制約が認められるのであれば、その困難が克服できない（insurmountable）ようなものではないとしても、障害該当性は認められる⁽¹⁷⁵⁾。原告は「子どもを産まないという自分の判断は、HIV 感染によって支配されたものである」と証言し、この証言は正しいものとして扱わなければならないのだから⁽¹⁷⁶⁾、正式事実審理によって得られるかもしれない事実認定によって、原告に関する ADA の適用の有無が変わることはない。よって、原告の HIV 感染は主要な生活活動を実質的に制約する身体的機能障害であり、ADA の定義に当てはまる。この観点からすれば、HIV 感染はそれ自体（per se）が ADA のいう障害であるかについて述べる必要はないとした⁽¹⁷⁷⁾。

7.5 Sutton 判決との比較

Abbott 判決において、「個人に対する審査」に言及するのは反対意見であり、法廷意見は直接には言及しない。しかし、先述の反対意見の立論に対する法廷意見の反論から、「個人に対する審査」についての法廷意見の考え方が読み取れる。以下、まず Abbott 判決におけ

(174) 反対意見によれば、原告の議論を論理的に突き詰めると、なんらかの衰弱性疾患に関する遺伝子マーカーを有している個人は、将来ありうる影響を理由として障害があることになる。524 U.S. 661 (1998)。

(175) なお、法廷意見は、同意見が言及したいいくつかの根拠に照らして、本件における生殖活動への制約は、克服不能ではないかとしている。524 U.S. 641 (1998)。

(176) 「summary judgment においては、争いのある主要な事実は原告の不利に扱われなければならない」とする反対意見（524 U.S. 657 (1998)）とは異なり、法廷意見は、「連邦民事訴訟規則における summary judgment に関する規定によれば、上の原告の証言は正しいものとして扱われなければならない」とする。524 U.S. 641 (1998)。

(177) 524 U.S. 642 (1998)。

る反対意見と法廷意見を対比したうえで、Sutton 判決の法廷意見が言及する「個人に対する審査」の内容と比較する。

7.5.1 Abbott 反対意見の審査手法

Abbott 反対意見は、当該人物が障害を持つかどうかについて、「個人に対する審査」を要すると述べている⁽¹⁷⁸⁾。「機能障害」、「主要な生活活動」、「実質的な制約」のすべての要素において「個人に対する審査」が必要とされることになる。ただし実際には、「機能障害」該当性については争点とならなかったため、「個人に対する審査」は行われていない。

第1に、「主要な生活活動」該当性について。

法廷意見によれば、次の問題は、「生殖活動が主要な生活活動に該当するかどうか」であった。しかし、それは、(引用者注:「主要な生活活動」該当性)に関連する問題の半分でしかない。上述したとおり、ADAに言う「障害」の定義規定は、争点となっている主要な生活活動が「当該人物」にとってのそれであることを要求している⁽¹⁷⁹⁾。

このように、反対意見は、ある生活活動一般が「主要な生活活動」に該当するのではなく、当該人物にとって、ある生活活動が「主要な生活活動」に該当するかという問いを立てる。上記の引用箇所の後では、7.4 で述べたように、HIV に感染する前に原告が子どもを持つとしていたことが立証されていないこと、原告が最高裁に提出した証拠においても、生殖活動が「彼女にとっての主要な生活活動」であるという言明を原告は避けていること等を指摘して、原告にとって生殖活動が「主要な生活活動」に該当しないという結論を出している。

第2に、「実質的な制約」の該当性について。Abbott 反対意見は、「自主的な選択」によって生殖活動を行っていないのであれば、それは「実質的制約」とはならないと結論づけている。

以上2点はいずれも、原告の証言をもとにして、原告の主観的な意向により「主要な生活活動⁽¹⁸⁰⁾」あるいは「実質的制約」の該当性を審査していると言うことができる。

(178) 524 U.S. 657 (1998). 根拠は、Sutton 判決と同様 (4.2.1, 6.1)、障害の定義に関する「個人に対して」(with respect to individual) と「主要な生活活動」に関する「当該個人の」(of such an individual) という ADA の文言である。

(179) 524 U.S. 658 (1998).

(180) この点につき、O'Connor 判事が異なる見解を示している。O'Connor 判事は、子どもを産むことは、すべての人にとって等しく「主要な生活活動」にあたるわけではないことから、生殖活動は、「主要な生活活動」にあたらないと結論づけている。

7.5.2 Abbott 法廷意見の審査手法

Abbott 法廷意見は、反対意見の「実質的制約」該当性判断について反論している。法廷意見も原告の証言を引用するが、反対意見とは逆に、「実質的制約」該当性は「個人的な選択」によって決まるものではないとして、原告の主観的な意向には基づかない審査を行っていると言える。克服できないようなものとは言えない制約が認められる場合、当事者がそれをあえてやらない選択をしたことを理由にそれは「実質的制約」でないと考える反対意見に対して、客観的に一定の大きい制約があればそれは「実質的制約」だとするのが法廷意見である。その上で法廷意見は、子どもを産まないという原告の判断が、「HIV 感染によって支配されたもの」であることを認定して⁽¹⁸¹⁾、実質的制約該当性を認めている。

また、Abbott 法廷意見で注目されるのは、「HIV 感染はそれ自体 (per se) が ADA のいう障害であるか⁽¹⁸²⁾」という問いを立て、それを持つことが認められればただちに障害を持つと認められる (= ADA の保護対象となる) 機能障害の存在を示唆している点にある。結論自体は保留しているため示唆にすぎないが、それ自体において障害である機能障害が存在する可能性があるとしているのは重要な点である。しかし当該事案においては、原告の具体的事情に着目して主要な生活活動の実質的な制限を認定することができるため、HIV 感染が「それ自体において障害である機能障害」(per se disability) であるかどうかについての審査はなされなかった。

7.5.3 Sutton 法廷意見における「個人に対する審査」

Sutton 法廷意見は、個人に対する審査が必要であることの根拠として、Abbott 法廷意見が HIV 感染が「それ自体において障害である機能障害」(per se disability) であるかどうかの判断を回避した点を挙げた⁽¹⁸³⁾。また、EEOC の行政解釈を示した「手引き」の以下の箇所を引用している。

「ある人が障害を持っているかどうかの判断は、その人の持つ機能障害の名称や診断に必ずしも基づくものではなく、当該機能障害がその人の生活にもたらす影響に基づかなければならない⁽¹⁸⁴⁾。

(181) 前述のように、この認定については、法廷意見と反対意見の間で、summary judgment における証拠の取り扱い方に差異がある (前掲注 (176))。

(182) 524 U.S.642 (1998)。

(183) 524 U.S.642 (1998)。

(184) 29 CFR pt. 1630.2 (j) (1998)。

手引きの引用は、5.2で先述の通り、「その人の持つ機能障害の名称や診断」といった「一般的な情報」による審査を否定し、「当該人物の現在の状態」による審査を要請したものである。この「当該人物の現在の状態」とは当該人物の生活実態のことであったが、これはAbbott判決反対意見で言う「自主的な選択」（voluntary choice）のような原告の主観的な意向に基づく審査ではなく、原告の客観的な状態に基づく審査であると言えるだろう。

以上のように、Abbott判決反対意見、Sutton判決法廷意見において、「個人に対する審査」として要請されているのはそれぞれ、原告の主観的な意向に基づく審査、原告の客観的な生活実態に基づく審査であったと言える。

8 ADA改正法

ADAの障害の定義規定に対して、裁判所は制限的に解釈適用してきたものとされる。Sutton判決以外にも、Sutton判決と同日に出されたMurphy v. United Parcel Service⁽¹⁸⁵⁾、Albertson's Inc. v. Kirkingburg⁽¹⁸⁶⁾及び2002年のToyota Motor Manufacturing, Kentucky Inc. v. Williams⁽¹⁸⁷⁾が、そうした判決として指摘されている。

連邦議会は、これらの判決の効力を否定するために、2008年にADA Amendments Act of 2008 (ADAAA)⁽¹⁸⁸⁾を制定し、ADAを修正した。ADA改正法では、1) 前文の変更、2) 障害の定義規定の追加及び解釈ルールの設定、3) 障害に該当することによる法効果の変更がなされた。また、ADA改正法の制定に伴って、第1編を所管するEEOCは、立法規則（「規則」）及び解釈規則（「手引き」）を改訂した。そこでは、4) 障害該当性の解釈として、その審査方法が定められている。以下、まずはADA改正法及び規則・手引きの変更内容を確認したうえで、それらの意義について検討する。なお、以下で参照する改定後の規則及び手引きは、連邦行政命令集（2019年版）のものであり、規則（2019）・手引き（2019）として引用する。改訂前のものは、前節までと同様に規則（1998）・手引き（1998）とする。

8.1 ADA改正法による変更点

8.1.1 前文の変更

ADA改正法では、ADAの（1）「約4300万人のアメリカ人⁽¹⁸⁹⁾」という文言と、（7）「障害

(185) 527 U.S. 516 (1999).

(186) 527 U.S. 555 (1999).

(187) 534 U.S. 184 (2002).

(188) Pub. L. No. 110-325, 122 Stat. 3553 (2008).

(189) 42 U.S.C. § 12101 (a) (1) (1990).

のある人々は、…、確固とした不平等な取扱いの歴史を持ち、…、切り離され孤立したマイノリティである⁽¹⁹⁰⁾」という条文が削除されている。ADAAAの立法過程でこれら二つの事実認定の削除が主張された際に、その根拠として、これらは、連邦最高裁が障害の定義規定の意味と適用範囲を過度に制限することを導くものであったことが指摘されている。また、連邦裁判所がこれらの事実認定を ADA の他の条文を制限的に解釈するために取り扱ったということにも言及された⁽¹⁹¹⁾。

8.1.2 障害の定義規定の追加及び解釈ルールの設定

障害の定義規定に関して、ADA 改正法で追加された条文は、1) 主要な生活活動の定義規定、2) 要件 C (みなし障害) 該当性における、下位要件である「主要な生活活動への実質的制約」規定の除外、及び 3) 障害の定義規定についての解釈ルールの 3 点に関するものである。

1) 主要な生活活動の定義規定

追加された条文は、以下の 2 項である。

(A) 一般則

第 1 項 (引用者注: 障害の定義規定のこと) において、主要な生活活動には、自分自身の身の回りのケア、手作業をすること、見ること、聞くこと、食べること、眠ること、歩くこと、立つこと、物を持ち上げること、物を曲げること、話すこと、呼吸をすること、学習すること、読むこと、集中すること、考えること、コミュニケーションをとること、及び働くことが含まれるが、これらに限られない。

(B) 主要な身体機能

第 1 項において、主要な生活活動には、主要な身体機能 (免疫システムの機能、正常な細胞増殖機能、消化機能、腸機能、膀胱機能、神経機能、脳機能、呼吸機能、循環機能、内分泌機能、及び生殖機能が含まれるが、これらに限られない) も含む⁽¹⁹²⁾。

この条文は、改正法前の Toyota 判決で示された「大多数の人々の日常生活の中心になるような」(central importance to most people's daily lives)⁽¹⁹³⁾、及び Abbott 判決で被告が主

(190) 42 U.S.C. § 12101 (a) (7) (1990).

(191) CREC-2008-09-11-pt1-PgS8342, 8344.

(192) U.S.C. 42 § 12102 (2) (2012).

(193) 534 U.S. 187 (2002). 参照、植木・前掲注 (5) 72 頁。

張した（が、法廷意見では退けられた）「公共的・経済的・日常的側面を有する」（public, economic, or daily aspect）⁽¹⁹⁴⁾ という「主要な生活活動」の解釈を修正する意図があったとされる⁽¹⁹⁵⁾。

2) 要件 C（みなし障害）該当性における、下位要件「主要な生活活動への実質的制約」の除外

追加された条文は以下のとおりである。

本節 (1) (C) (引用者注：要件 C（みなし障害）の規定のこと）のため、

(A) ある人は、存在しているあるいはそうであると思われる心身の機能障害を理由として（当該機能障害が主要な生活活動を制約しているあるいはそう思われるかどうかに関わらず）、本法で禁止されている行為を受けたと立証すれば、「そうした機能障害をもっているとみなされること」の規定に該当する。（下線：引用者）

(B) 略⁽¹⁹⁶⁾

整理すると、要件 C 該当性は、存在しているあるいはそうであると思われる心身の機能障害があり、当該機能障害を理由として ADA で禁止されている行為を受けたときに認められる。ADA 改正法以前の Sutton 判決等の ADA 第 1 編訴訟では、原告に障害があるかどうかの審査と、原告が ADA で禁止されている差別行為を受けたかどうかの審査を分離し、前者を訴訟の「入り口」として扱うことによって、多くの場合、原告の主張を門前払いにしてきた。ADA 改正法の新しい要件 C 該当性審査においても、原告に何らかの機能障害があることが前提とされている。そして、機能障害がなければ、およそ当該機能障害と差別行為との因果関係の審査を行うことができないという点において、Sutton 判決等における「入り口」の構造自体は維持されている。

しかし、重要な変更点として、「当該機能障害が主要な生活活動を制約しているあるいはそう思われるかどうかに関わらず」という文言が付け加えられた。すなわち、要件 C においては、機能障害が存在しているかあるいはそうであると思われることのみが要求され、当該機能障害の主要な生活活動への制約の程度は問われないということになる。

(194) 524 U.S. 639 (1998).

(195) 29 CFR Pt. 1630, App. § 1630.2 (i) (2019).

(196) 42 U.S.C. § 12102 (3) (2012).

3) 障害の定義規定についての解釈ルール

追加された条文のうち、本項の内容に関連するところを挙げると以下の通りである。

本節(1)における「障害」の定義規定は、以下のルールに従って解釈されるべきである。

(A) 本法における障害の定義規定は、本法の文言が許容する最大の範囲まで、幅広い範囲の個人を保護対象とするものとして解釈されるべきである。

(B) 「実質的制約」の文言は、ADA 改正法の事実認定及び目的規定に矛盾しないように解釈されるべきである。

(C, D) (略)

(E) (i) ある機能障害がある主要な生活活動を実質的に制約しているかどうかの判断は、以下のような軽減手段の改善効果を考慮せずになされなければならない

(中略)

(ii) 通常のめがねやコンタクトレンズの軽減手段の改善効果は、ある機能障害がある主要な生活活動を実質的に制約しているかどうかを判断するために、考慮されるべきである⁽¹⁹⁷⁾。

(A) では、障害該当性が、ADA 改正法以前よりも緩やかに解釈されるべきことが定められた。また、(E) では、Sutton 判決等で争点となっていた軽減手段の考慮の可否という解釈問題に立法的な解決がなされ、軽減手段を考慮しないで障害該当性の審査をすべきことが定められたものと言える。ただし、Sutton 判決の原告のような、めがねやコンタクトレンズを用いて日常生活を送っている人については、例外的に、めがねやコンタクトレンズによる矯正視力で障害該当性が審査されるべきことが定められた。したがって、Sutton 判決に限って言えば、ADA の改正前後で判決の結論に差が生じないことになる。

8.1.3 障害に該当することによる法効果

ADA 改正法によって、ADA 第 1 編から第 3 編の差別禁止に関する各一般的規則に変更はなされなかった。しかし、第 4 編（雑則）において、以下の規定が設けられた。

本法の § 12102 (1) (引用者注：障害の定義規定) における要件 C の障害のみに該当する者に対して、1 節における事業者、2 節における公的機関、及び 3 節における公共施設を所有、貸借、経営するいかなる者も、合理的配慮あるいは政策、業務、手続

(197) 42 U.S.C. § 12102 (4) (2012).

きへの合理的な修正を行う必要はない⁽¹⁹⁸⁾。

ADA改正法においても、要件A、B、Cのいずれかの障害該当性が認められれば、差別禁止規定の適用を受けることができる。しかし、先述の通りに要件Cの下位要件が除外されたことで、要件C該当性は相当程度、簡単に認められるようになるはずである。それを受けて、要件Cのみで障害該当性が認められる者に対しては、ADA各編の規制対象となる者の合理的配慮の提供義務が免除されることとなった。

8.1.4 障害該当性の審査方法—「個人に対する評価」

先述の通り、ADA改正法の障害の解釈ルールにおいて、(A) 障害の定義規定は広く解釈されるべきこと、及び(B) 下位要件「実質的制約」がADA改正法の実事認定及び目的規定と矛盾なく解釈されるべきことが定められた⁽¹⁹⁹⁾。それを受けて、改訂版の規則(2019)における「実質的制約」の解釈ルールとして、以下のような規定が設けられた。

「実質的制約」の文言は、ADA全体の中で許容される限り最大の範囲まで、保護対象が拡大するよう、広く解釈されるべきである。「実質的制約」は、多くを要求する基準となることを意図されていない⁽²⁰⁰⁾。

他方、同解釈ルールの中で、障害該当性の具体的な審査方法についての規定も設けられた。その中で言及されているのが、「個人に対する評価」(individualized assessment⁽²⁰¹⁾)である。

ある機能障害が主要な生活活動を実質的に制約しているかどうかの審査は、個人に対する評価を要する。しかしながら、個人に対する評価を行うにあたっては、「実質的制約」の文言が要求する機能的制約の程度は、ADA改正法以前に適用されていた

(198) 42 U.S.C. § 12201 (h) (2012).

(199) 42 U.S.C. § 12102 (4) (A), (B) (2012).

(200) 29 CFR § 1630.2 (j) (1) (i) (2019). なお、先述の通り、要件Cでは下位要件「主要な生活活動への実質的制約」が除外されたため、この解釈ルール及び後述する予測可能な評価（後掲注 204、205 及び対応する本文）は要件A及びBに対してのみ適用されるものである。

(201) 「個人に対する評価」という用語自体は、“direct threat”の解釈にも用いられている。29 CFR § 1630.2 (r) (2019). 両者の差異には特に言及されておらず、そもそも個人に対する評価の定義自体、なされているわけではない。なお、“direct threat”における個人に対する評価は、改訂前の規則においても言及されていた。29 CFR § 1630.2 (r) (1998). この点は、本稿では特に取り上げないため、今後の課題としたい。

「実質的制約」の基準よりも低い程度のものであるとして解釈適用されるべきである⁽²⁰²⁾。

改訂後の規則（2019）及び手引き（2019）では、改訂前の規則（1998）・手引き（1998）と比べて、障害該当性の審査を個別に行うことが強調されている⁽²⁰³⁾。「個人に対する評価」もその一環であるが、これは、障害の定義規定の柱書における「ある個人に対して」や、要件 A「当該人物の……心身の機能障害」の文言の解釈によるものと考えられる。

先述の通り（4.2.1）、Sutton 判決の法廷意見で述べられた「個人に対する審査」も、柱書の「ある個人に対して」の解釈として示されたという点で共通している。しかし、Sutton 判決の個人に対する審査は、当該機能障害が原告にとっての「現在の」実質的制約となっているかを、機能障害の軽減手段も考慮した上で、厳格に審査したのに対して、規則（2019）及び手引き（2019）の個人に対する評価は、より緩やかな審査を要求している。

さらに、具体的な審査方法として、「予測可能な評価」（predictable assessments）という項目も設けられた。この中でも個人に対する評価に言及されている。

(i) パラグラフ (j) (1) (i) から (ix)（引用者注：「実質的制約」の解釈ルールのこと）で説明された原則は、修正された ADA の下での権利義務を持つすべての個人及び使用者にとって、予測可能で一貫した実行可能な枠組みを通じて、ADA による差別禁止の適用範囲に関するより寛大な定めを意図するものである⁽²⁰⁴⁾。

(ii) パラグラフ (j) (1) (i) から (ix) で説明された原則を適用すれば、ある種の機能障害に対する個人に対する評価は（実質的にはすべての事例において）、「現在の障害」（引用者注：要件 A）及び「障害の記録」（引用者注：要件 B）の下の保護対象と判定されることになるだろう。実際のところ、この種の機能障害はそれら固有の性質からして、ほとんど常に主要な生活活動への実質的な制約を課すことになる。したがって、この種の機能障害についても個人に対する評価は必要だが、それは非常に単純で直接的なものになる⁽²⁰⁵⁾。

解釈ルールと予測可能な評価の二つの原則を整合的に読むと、障害の下位要件「実質的制約」に対して、個々の申立人の事情を考慮した個別的な審査が必要とされるが、この審査は

(202) 29 CFR § 1630.2 (j) (1) (iv) (2019).

(203) 例えば、「個人」「個別の」(individual) の動詞形の過去分詞 (individualized) は、改訂版の規則では障害の定義規定の関連箇所でも何度か用いられているが、改訂前のものでは用いられていない。

(204) 29 CFR § 1630.2 (j) (3) (i) (2019).

(205) 29 CFR § 1630.2 (j) (3) (ii) (2019).

緩やかでかつ予測可能なものでなければならない、ということになるだろう。

規則には、以上のような審査を踏まえた上で、障害該当性が認められる典型例となる機能障害が列挙されている。そこで挙げられているような機能障害に対しては、それぞれ対応する生活活動への「実質的制約」が容易に認められることになるだろうとしている⁽²⁰⁶⁾。例が多いためすべてを取り上げることはしないが、例えば、糖尿病が内分泌腺の機能を実質的に制約すること、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）への感染は免疫機能を実質的に制約することが挙げられている。前者については Sutton 判決で傍論的に言及され、後者については Abbott 判決の原告の機能障害であった。いずれも、当該判決で行われたような複雑な審査は必要ないということを明示したものと言える。

8.2 ADA改正法の意義

8.2.1 per se disability（それ自体が障害となる（機能障害））

先述したように（4.2.1、6.1）、Sutton 判決法廷意見は、障害の定義規定の要件 A の下位要件である「実質的制約」該当性について「個人に対する審査」が必要であるとする。これは、その機能障害から一般的にもたらされる状態による審査（「一般的な情報による審査」）ではなく、当該人物に対してその生活実態に基づいた判断を要求する審査手法である。「個人に対する審査」として、Sutton 法廷意見は原告の客観的状态に着目した審査を要求したが、先行する Abbott 反対意見においては、原告の主観的な意向に基づく審査を要求していた。いずれにせよ重要なのは、個々の申立人について、何らかの個別性の高い審査が要求されることである。一般的な情報による審査では、「機能障害の名称や診断」によって障害該当性が判断できるので、申立人自身の客観的な生活実態や主観的な意向といったものに注目する必要はない。すなわち、障害該当性がカテゴリカルに認められるような機能障害の存在を想定し、申立人に対しては単に、そうした機能障害を持つと診断されているかどうかを審査すると言った手法をとる。したがって、特定の機能障害という共通項によって識別可能な障害者という集団が認識されることになる。個人に対する審査は、そうした機能障害があることを想定せず、申立人の機能障害が「主要な生活活動への実質的制約」という要件 A の下位要件を何らかの形で満たしていると言えるかという点に関心を向ける。したがって、申立人が特定の機能障害を持つかどうかという形で、法の保護対象者の外延をアプリアリに設定することはできず、申立人の個別事情に即した具体的な審査を予定している。

以上に対して、ADA 改正法における「個人に対する評価」は、より緩やかに審査すべきことが強調されている。その点が顕著に表れているのが、ある種の機能障害は事実上常に何

(206) 29 CFR § 1630.2 (j) (3) (iii) (2019).

らかの主要な生活活動に対しての実質的制約を課すものと認められており、規則（2019）でその典型例が列挙されている点である。これは、先の一般的な情報による審査が肯定されたものとも言えるし、Abbott 法廷意見で示唆された“per se disability”（それ自体において障害である機能障害）が事実上、認められたものとも考えられる。一般的にスティグマ化された機能障害がこのように列挙されたものを、Barry は per se list と呼び、それはマイノリティグループアプローチに整合的だとする⁽²⁰⁷⁾。

Barry によれば、ADA 改正法制定過程においては、障害者団体と産業界の代表等も含む協議がたびたび行われたが、その協議の過程では、（結局は規則に盛り込まれた）per se list を改正法の条文自体に盛り込むべきでないかという提案—当初は拘束的なものとして、次には例示として—がなされた。しかし、そのような提案に対して障害者団体は懸念を示した。すなわち、このリストに載っている機能障害を持つ人々にとってはそれは有用かもしれないが、そうでない人々にとっては、リストに載っていない機能障害について、裁判所がリストの機能障害と同程度の「現実的制約」（materially restrict）⁽²⁰⁸⁾を要求することになるのではないかというのである。これは、障害者コミュニティがコミットしている社会モデルからの後退となるとも主張された。すなわち、法の保護の「内側」にいる人と「外側」にいる人を定義することで障害者コミュニティを分断し、障害は「社会が人々をどう扱うか」の問題ではなく、「社会の一部の人の問題」であるという誤ったメッセージを社会や裁判所に対して送ってしまうことになる。「あるグループが他の人を犠牲にして「フリーパス」を得るべきではない」と言うのである⁽²⁰⁹⁾。

マイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルの視点から見ると、per se disability は、マイノリティグループモデルの考え方に親和的であることのひとつのメルクマールと言えるだろう。要件 A の下位要件である「実質的制約」該当性についてより厳格な審査を要求する

(207) Barry, *supra* note 16, at 270. もっとも、規則（2019）における「予測可能な評価」に対して、手引き（2019）は以下のような解説を設けて、per se disability 自体は否定している。

規則が示したように、障害は、個人に対する評価に基づいて判定される。“per se” disability は存在しない。ただし、規則でも認められたように、ある種の機能障害に係る個人に対する評価は、disability 該当性が事実上常に認められる結果となる。この種の医学的な状態に固有の性質が、実質上すべての事例において主要な生活活動の実質的な制約を生じさせるだろう。…したがって、この種の機能障害についても必要な個人に対する評価は、非常に単純かつ直接的であるべきである。（29 CFR Pt. 1630, App. § 1630.2 (j) (3) (2019)）。

興味深いのは、per se disability はないとしながら、糖尿病や HIV への感染といった、ある種の機能障害については、事実上常に障害該当性を認めるとしている点である。

(208) Barry, *supra* note 16, at 270.

(209) *Id.* at 270.

「個人に対する審査」は、障害者を識別可能な集団として想定していないのに対して、より緩やかな審査をする「個人に対する評価」は、特定の機能障害（≡ *per se disability*）によって識別可能な集団として法の保護対象者である障害者を捉えようとしていると考えることができる。すなわち、ADA 改正法は、要件 A に関する限り、障害者差別禁止法の保護対象者の外延を、ユニバーサルモデル的な構造からマイノリティグループモデル的な構造へと近づけたことになる。もし障害者差別禁止法をユニバーサルモデル的に捉えるべきであると考えらるなら、ADA 改正法はむしろ、改正前より後退してしまったのだと評価することになる。

他方で、マイノリティグループモデルの視点から言えば、どういった集団が社会の中で体系化された不利益を被っているのかを明らかにしたものととして、リストは評価しうる。改正法以前に Bagenstos は、行政機関の規則制定による線引きによって保護対象者の外延を定めるべきことを提案していた (5.3)。彼は、Sutton 判決や Kirkingburg 判決⁽²¹⁰⁾ の判示は *per se disability* のリスト作成を禁止するものではないとする。まずこれら判示は要件 A（現実の障害）に関するものであり、要件 C（みなし障害）には妥当しない。「みなし」条項の下では、差別や排除を頻繁に引き起こすような機能障害を自分が有しているという理由だけで、当該機能障害が実際にもたらす身体的制約とは関係なく、法の適用を求めることが可能であろう。このような場合には、個人自身が実質的制約を経験したかどうかは関係ない。その障害が社会一般においてスティグマにつながるものであることのみが問題となる。問題の機能障害を原告が持っているかどうか（または持っていると認識されていたかどうか）を個別に判断すれば、社会的差別の問題を、法律の文言に反することなく、……集団レベル (*classwide*) で扱うことができる。⁽²¹¹⁾」

また、Bagenstos は、要件 A について、Kirkingburg 判決が *per se disability* の存在する余地を否定しないことを捉えて、例えば四肢麻痺を障害と定めるような規則を EEOC や司法省が

(210) *Albertson's v. Kirkingburg* 527 U.S. 555 (1999). 同判決の原告はトラック運転手であったが、左目が弱視で両眼とも 0.5 以上の視力を求める運輸省の基準を満たさないとして解雇されたため ADA に基づき提訴した。訴訟では障害者該当性と「適格性」(*qualified*) の有無が争われたが、Souter 判事の法廷意見は、前者について Sutton 判決を引用し、控訴審判決はケース・バイ・ケースで障害該当性を審査すべきという法律の要件を無視している。確かに常に (*invariably*) 実質的制約をもたらす機能障害は存在し、Abbott 判決では *per se disability* の存在可能性が示唆されたが (HIV 感染がそれに当たるかについては判断されていない)、片目しか使えていない (*monocularity*) という原告の状況は *per se disability* には当たらないと法廷意見は言う。弱視の場合、弱い方の眼の視力の程度、視力低下が生じた年齢、見る技術による調整などが異なり、視覚的能力への制限の範囲がさまざまである。このような場合は *per se disability* には該当しないと言うのである。527 U.S. 566.

(211) Bagenstos, *supra* note 21, at 528. 原告が実際に機能障害を有しているかについては裁判所が個別に判断しているのだから、Sutton 判決や Kirkingburg 判決の判示にも反しないとする。

作っても、裁判所は異議を唱えないだろうとする。Sutton 判決や Kirkingburg 判決は、「原告が主要な生活活動において実質的に制限されているという個別的な判断を必要とするかもしれないが、「実質的制約」または「主要な生活活動」の意味をそれぞれのケースで新たに決定することを要求しているわけではない。」例えば司法省は、「松葉杖なしでは歩けない恒久的状態は十分にスティグマを着せられており、物理的な構造物は十分な頻度で松葉杖使用者のニーズを考慮することなしに建設されている」として、その状態が「歩行という主要な生命活動の実質的制約を構成する」ものと規則に定めることは可能だろう。その場合でも裁判所は、「当該原告は歩くために松葉杖が必要なのか、この状態は永続的なものなのか」といった、「個人に対する審査」を行う。「しかしその際、松葉杖の永久的な必要性が「実質的制約」であるとする司法省の（本質的には解釈的または政策決定的な）決定に対して裁判所は敬讓するだろう⁽²¹²⁾」と言う。

8.2.2 保護対象

本稿では深く論じなかったが、要件 C（みなし障害）に関する ADA 改正法による修正のインパクトは大きい。すなわち、要件 C 該当性の判断に際しては、下位要件の「主要な生活活動への実質的制約」（ないしは使用者等によるその認識）が除外された。これにより、同要件に関しては、ADA の保護対象者が機能障害のある人々（機能障害があると誤って認識された人も含む）一般へと移行したのである。こうした法改正を指して Travis は、ADA 改正法は、障害概念を単に拡張したのではなく、機能障害を障害と並ぶ連邦差別禁止法上の被保護集団（protected class）として格上げしたのだとする。機能障害はいまや、人種・宗教・出身国・性別・年齢・障害と並び法的に保護された地位を有するというのである⁽²¹³⁾。このことを Travis は、「新しい普遍主義」と呼ぶ。「新しい普遍主義」は、障害法における、マイノリティグループモデルとユニバーサルモデルの理論の対立に対して、「結集力のある新たな代替案」（cohesive alternative）を提供すると主張する⁽²¹⁴⁾。他方、機能障害に基づいて保護することは、機能障害の有無が医学的判断に依拠しているため、医学モデル的な構造となるのではないかとの懸念も示した⁽²¹⁵⁾。

上述したように、要件 A に関する限り、ADA 改正法はマイノリティグループモデル的な

(212) *Id.* at 528-529.

(213) Michelle Travis, Impairment As Protected Status: A New Universality For Disability Rights, 46 Georgia Law Review 937,955. (紹介：秋元奈穂子「被保護ステータスとしてのインペアメント」アメリカ法 2013 (2), 337-341)

(214) *Id.* at 938.

(215) *Id.* at 975.

構造へと近づいたと言えるが、要件C及び障害の定義規定全体に関しては、別途の検討が必要であるだろう。この点については他日を期したい。

9 まとめ

9.1 総括

本稿では、障害者差別禁止法の「入り口」、すなわち障害者差別禁止法の保護対象者に関して、主にマイノリティグループモデルとユニバーサルモデルを対比する視点から検討を行ってきた。両者の対立軸は、ある個人が「障害者」という限定的で識別可能な集団に属しているかによって明確な線引きを行うことを肯定するか否かということであった。その視点から、本稿での検討事項をまとめたい。

まず、障害者差別禁止法の先駆けであるADAの事実認定及び障害の定義規定を検討した。事実認定に関しては、改正前のADAではマイノリティグループモデル・ユニバーサルモデルのいずれでも捉えることができたものが、ADA改正法においては連邦最高裁の判例等を受けて、マイノリティグループモデル的な要素を削除する法改正がなされた。しかし、Bagenstosによれば、Sutton判決において改正前の事実認定を引用したGinsburg判事のマイノリティグループモデルに親和的な考え方こそ、ADAの背景にある障害者権利運動の思想をよく理解したものであった。

他方、障害の定義規定においては、Sutton判決及びAbbott判決で示された解釈のうち、障害該当性の審査方法（「個人に対する審査」）に注目した。これは、個々人の個別事情に着目して障害該当性を審査するものであり、それに対置されるのは、当該機能障害についての「一般的な情報による審査」であった。個人に対する審査は、障害者という集団を想定せず、個別性の高い審査を要求する点において、ユニバーサルモデルに親和的であるということを述べた。一般的な情報による審査は、障害該当性がカテゴリー的に認められるような機能障害を想定することによって、障害者を限定的で識別可能な集団として認識するのであり、マイノリティグループモデル的である。そして、Sutton判決やAbbott判決では、前者の個人に対する審査の方が支持されていた。

最後にADA改正法に関して、Barryが言うところのper se listが行政解釈である規則で示されたことは、マイノリティグループモデルへの親和性を強めるものであった。Bagenstosはこのようなper se disabilityを設定することによる線引きを積極的に行うべきだと主張した。注目すべき点は、その線引きを、司法ではなく専門知識を備えた行政機関が積極的に行うべき点とした点である。Bagenstosが障害者差別禁止法制において、行政機関の果たすべき役割を示した点は意義のあるものであると言える。

9.2 障害者差別禁止法以外の法への示唆

個々人の生活実態に特に注目して障害者該当性を審査すべきであるとする「個人に対する審査」という考え方は、障害者差別禁止法以外の他分野の法にも示唆を与えるものである。

ADA やその背景にある障害者権利運動の中でコンセンサスとなっていると言及した「障害の社会モデル」だが、西上は、障害者福祉給付に関する判例である、筑後電動車いす補装具費訴訟福岡地裁判決⁽²¹⁶⁾は、「社会モデル」に共鳴するものとして捉える⁽²¹⁷⁾。

同判決は、障害者自立支援法（当時）⁽²¹⁸⁾ 76条1項に基づく補装具費支給申請に対する筑後市長の却下処分を裁量権の範囲を逸脱した違法な処分として取り消し、支給決定を義務づけたものである。裁判所は判断過程統制にあたり、「補装具費支給の根拠条文である障害者自立支援法76条1項が、補装具の購入の必要性を判断するに当たり、障害者等の障害の状態を勘案すべき旨を明示していることを踏まえれば、補装具費支給の要否を判断するに当たり考慮すべき事情は、第一に障害者の身体の状態というべきであるが、上記各法の趣旨目的に照らせば、当該身体の状態により当該障害者が日常生活又は社会生活を自立して営むことがどれ程困難となっているかといった観点から、当該障害者の生活状況等についても考慮するべきである（下線は引用者）」という観点を、障害者基本法1条・障害者自立支援法1法の解釈⁽²¹⁹⁾から導出する。さらに上の「当該障害者の生活状況等」の考慮に当たっては、「当該申請に係る障害者の身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件その他の具体的な事情（同上）に照らして、障害者自立支援法の趣旨目的（同法1条）に反しないかどうかという観点から検討すべきである」とされる。

このような観点から裁判所は、却下処分にあたっての判断過程を検討する。市町村長が判断過程において意見を聴いた専門機関である福岡県更生相談所は、原告は、自宅内は歩行により移動しており、また連続して5分間、200メートルという一定の歩行が可能であるから、「歩行に著しい制限を受ける者」とは言えないと判断した。これに対して本判決は、原告の

(216) 福岡地判平成27年2月9日賃社1632号45頁。

(217) 西上治「筑後電動車いす補装具費訴訟」法教418号42-48頁（46頁）。同判決に関する他の評釈として、星野圭・賃社1632号23頁、横田明美・賃社1632号28頁、長尾英彦・中京50巻1号71頁、長谷川佳彦・法教426号（セレクト2015-2）9頁

(218) 現在は障害者総合支援法。

(219) 「障害者基本法1条は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の推進をその目的に掲げ、障害者自立支援法1条は、その基本的理念にのっとり、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的としている。」福岡地判平成27年2月9日賃社1632号52頁。

自宅 200 メートルの範囲内には、スーパーマーケット、銀行等の金融機関や、選挙の際に投票所となる学校または公民館といった、日常生活または社会生活を営む上で通常訪れる施設が存在が認められないことを指摘する。

以上のことから裁判所は、

「福岡県更生相談所は、本件判定に至る過程において、原告が一度に歩行可能な最長の距離として申述した 5 分間、200 メートルという歩行能力を重視する一方で、原告宅から最寄りのスーパーマーケットまでの距離、原告宅周辺 200 メートル圏内に存在する施設の種類の種類及び原告が電動車いすの使用を考えている活動の性質といった事情を適切に考慮することなく、原告の歩行能力では日常生活又は社会生活を自立して営むのにどの程度の制約を受けるのかを検討する視点を欠いた状態で、原告に一定の歩行能力があると判断している」

と断じ、判断過程の違法から、本件却下処分は裁量権の逸脱濫用にあたり違法としたのである。

同判決の判断手法について西上は、「(障害者自立支援) 法 76 条 1 項は考慮事項として「当該申請にかかる障害者等の障害の状態しか挙げておらず、同項だけを見ていると「障害の状態」という申請者自身の身体状態しか考慮しなくてよいようにも思われるところ、この観点の導入によって、「生活状況等」の外的要因が明示的に要考慮事項とされることになった」と指摘する。そしてこのような発想は、障害によって発生する不利益を個人の問題とし、個人にその責任を負わせる「医学モデル」から、障害を社会的現象と理解し、その責任の所在をインペアメントを有する個人からその個人を取り巻く環境に向ける「社会モデル」に共鳴するものだといふのである⁽²²⁰⁾。

このように、福祉給付の必要性の判断において、個々の障害者の身体の状態だけではなく、当該障害者の生活状況等を考慮すべきであるとした点は、障害者差別禁止法である ADA において、その保護対象を決定するのに、普段は軽減手段を用いて日常生活を支障なく送っているというような生活実態を考慮すべきであるという「個人に対する審査」の考え方と非常に近い⁽²²¹⁾。

(220) 西上・前掲注 (217) 46 頁。ここで西上は、中川純「福祉サービスに対する障害者権利条約のインパクト」論ジュリ 8 号 35 頁以下を引用する。

(221) 同様に興味深い事例として、永野が紹介する、障害労働者か否かの認定を職業との関係でどれだけその人が困難な状況に置かれているかを審査するという、フランスの障害労働者認定制度がある。これは、すなわち、当該労働者の機能障害と社会状況を考慮した上で、障害労働者認定を行うもの

他方で、本稿の冒頭でも言及したとおり、障害者差別禁止法における障害者該当性は、法による保護の「入り口」であって、「本案」ではない。障害者福祉給付で、本案で個々人の生活状況を考慮しているのと対照的である。したがって、障害者差別禁止法において、「入り口」で「個人に対する審査」を行うことのそもそもの妥当性という問題が新たに生じる。この検討は今後の課題としたい。

だと言えるだろう。永野はこの事例として、小麦アレルギーを挙げ、パン屋で働く人が小麦アレルギーを発症した場合に、当該人物はパン屋で働くのが困難となり、障害労働者認定を受ける、と言う。換言すると、小麦アレルギーという機能障害とパン屋の職場環境という社会状況を、同時に考慮したものであるだろう。永野仁美「何が行政の障害者雇用水増しを許したのか—医学モデルと社会モデルの谷間」POSSE 40号87頁－88頁。